

プログラム著作権の諸問題

——プログラム開発者の財産的利益と社会的利益の適切なバランスを求めて——

辰巳直彦

目次

- 一 プログラム著作権の基本的視点
- 二 プログラムの表現の同一性の範囲（プログラムの保護範囲と侵害基準）
 - 二一一 現状
 - 二一二 解釈の明確化の指針
- 三 プログラムに含まれる情報へのアクセス
- 四 まとめ

一 プログラム著作権の基本的視点

高度情報化社会といわれる今日、社会基盤の情報化が、情報処理技術と情報通信技術の飛躍的発展をベースに進展しつつあり、これが同時に広範な市場を提供している。そして、こうした社会の基盤的な情報化という状況を背

景に、コンピュータ・システムにおいて情報処理や通信を司り、コンピュータにその処理の手順を指示するコンピュータ・プログラムの市場における重要性が認識されつつあるとともに、その模倣の容易さの故に、安易なただ乗りを誘発する傾向があることも否めない。こうした中でコンピュータ・プログラムの健全な市場の形成と維持のために、国際的にはプログラムを著作権法により保護することが趨勢となつてゐる。⁽¹⁾一方、わが国ではかつてコンピュータ・プログラムの経済財としての特質に鑑み、独自立法 (*sui generis*) による保護が強く主張された経緯があつたが、結局は昭和六〇年の著作権法の一部改正（昭和六〇年法律第六二号、昭和六一年一月一日施行）によりコンピュータ・プログラムを「プログラムの著作物」として著作権法により保護することが立法上明確にされた。⁽³⁾こうして、コンピュータ・プログラムは著作権法により保護されることには疑いを挿む余地はないが、その適正な保護を考えるのに際して、次のような基本的視点が念頭に置かれるべきであると考える。

まず第一点として、コンピュータ・プログラムは、コンピュータに対する指令をプログラム言語で記述する「表現」としての側面があるとともに、そこに記述された処理の手順に従つてコンピュータを稼働させるという「機能」を有しているということである。実際プログラムは、コンピュータ内で稼働している時には、電気的には回路の開閉の状態を表しているにすぎず、またプログラムはそれ自体技術製品であることからも、一面ではハイブリッドな機能作品 (work of function) といわれる。⁽⁴⁾従つて、コンピュータ・プログラムに余り広範な保護を付与することになると、それに応じて広範な機能及びその機能を実現する技術的手法の保護に至りかねず、またコンピュータ・プログラムにあつては、その機能作品としての特性の故に著作権法により保護される「表現」と保護されない

「アイデア」の区別は實際上非常に困難であり、これがために著作権法がプログラムの先行開発者に有利に働き、その者が類似プログラムを開発した後発者に対して権利侵害の主張を申し立て、この後発者を事實上市場より排除し、プログラムに含まれる技術的手法を独占するための武器を与える危険性があることには注意を払うべきである。

次に第二点として、コンピュータ・プログラムが従来の著作物と大きく異なるのは、その本質が「技術」にあり、経済財・産業的所産としての性質を有するということである。この点、従来の小説、音楽や絵画等の著作物が「多様性」の追求の上に成り立っているため（伝統的著作物の遠心性）、これらについて広い保護範囲を設定しても特になんらの障害が生じることもなかった。これに対し「技術」の特性としては、まず①その性質上、先人の積み重ねに關わる既存の社会共通の技術的基盤に立脚して、個々の技術者が付加的な貢献をつけ加え、これにより社会の技術的共通基盤のより一層の拡大と、より高いレベルへの移行を経て、累積的に發展するものであり（技術の累積的發展性）、且つ、②「多様性」よりもむしろ「合理性」の追求を通じて、より良い技術へと収斂する傾向が強いことである（技術の球心性⁽⁵⁾）。従つて、こうした技術の產物に対して容易に独占的かつ廣範な保護を与え、類似性の故に安易に侵害を認定し、また技術の進歩と發展に不可欠なプログラムに含まれた技術情報に対するアクセスを認めないような法律解釈をすることになると、技術競争を通じた技術の發展と進歩を阻害し、ひいては社会一般がより良い技術の恩恵に浴することを妨げる結果となる。そこで、その本質がこうした技術にあるコンピュータ・プログラムを、著作権法という主としてコピーから著作者の利益を保護する法制により保護することになった

根拠としては、プログラムの開発に多大な知的労力と投資がかかる反面、他の技術とは異なり模倣やただ乗りが容易になされうるということに求め、且つこれを指針として、技術の発展と進歩を阻害することができないよう、適切な保護範囲の探求がなされるべきである。

さらに第三点としては、情報処理技術と情報通信技術の結合により進行しつつある高度情報化社会にあっては、コンピュータは単体としてではなく複雑なシステムとして現われ、その中につけてコンピュータ・システムを構成するハードウェア及びソフトウェア等の諸要素⁽⁶⁾の間においては、互換性 (compatibility)、相互接続性 (interconnection) が保証され、これを通じて次のようなユーザの利便性が確保されることが要請されるといえる。すなわち、①ユーザが用途に合わせて最新・最適のハードウェアを選択できること、②かつユーザが異なるメーカーの機種上でも多くの同一のプログラムを走らせることができ、このことがプログラムを供給する側に一層の競争効果を生じさせ、またその跳ね返りとしてユーザが一層安価で最適のプログラムをより広範な範囲から選択できるようになること、③ユーザが以前のものと異なるメーカーのシステムに乗り変えた時でも、既存のユーザ資産を受け継ぐことができる」と、④複数の異なるベンダー、すなわちマルチベンダーによるコンピュータ・システムやネットワークを構築し、しかもシステムの広域化に対処できる」と。ただこれらは将来的にはコンピュータ・システムに関わる技術仕様の「規格化」ないしは「標準化」(standardization) によりある程度達成されることが期待されるが、現在ではそうした仕様の優劣は、差し当たっては自由競争による改良と淘汰に委ねられるべき点も多くあることは否定できず、そうした中で、当面システム構成要素間の互換性や相互接続性等がユーザには保証されない状況

が多々存在する」とが考えられる。しかし、その場合であっても局部的に互換性や相互接続性を達成するための手段でを法的に保証することが、プログラムの適正な法的保護を議論するに当たっても考慮されるべきであり、且つそうする」とがコンピュータ関連市場の競争を刺激し、また標準化を促す要因たりえるものと考える。

そこで以上の諸点を踏まえ、プログラムを著作権法により保護する場合に、プログラム開発者の利益と技術の進歩と発展に対する社会的利益のバランスを図るという観点から、プログラムの表現の同一性の範囲及びプログラムに含まれる技術情報に対するアクセスの許容の可否について一定の解釈論的指針を示したいと思う。

(1) 一九七三年にはフィリピンがいち早くコンピュータ・プログラムを著作権法によって保護する」とに乗り出したのを始め、米国も一九七八年の著作権法の全面改正及びこれに続く一九八〇年の著作権法の一部改正を通じてコンピュータ・プログラムを著作物として保護することを明確にしているほか、一九八三年にはハンガリーが、一九八四年にはインド及びオーストラリア、一九八五年に入つて台湾、日本、西ドイツ、フランス及びイギリス、そして一九八六年には特別著作権法としての「コンピュータ・プログラム保護法」により韓国が、また一九八七年には著作権法の全面改正によりシンガポール及びマレーシアが、それぞれ次々とコンピュータ・プログラムを著作権法により保護する」とを明確に打ち出している。琳にヨーロッパでは、一九八八年にはイギリスが再度著作権法を改正する」とによつてコンピュータ・プログラムの保護強化を図つてゐるのを見ると、EUでは一九九二年の市場統合に向けて、著作権法の分野に置ける各国の立法のハーモニゼーションへの動きが開始され、こうした動きの中で一九八八年に公表されたEPO委員会のグリーン・ペーパー (Green Paper on Copyright and the Challenge of Technology-Copyright Issues Requiring Immediate Action, Commission of the European Communities, COM (88) 172 final, Brussel, 7, June 1988) の中でコンピュータ・プログラムの保護

が再検討されるとともに、一九八九年四月にはこのグリーン・ペーパーに対し寄せられたさまざまの意見をもとに、EC 各国の著作権法によるコンピュータ・プログラム保護の統一を図るEC 閣僚理事会指令のためのEC 委員会案が発表され、『(Proposal for a Council Directive on the legal protection of computer program, Commission, COM (88) 816 final -SYN 186, Official Journal of the European Communities, 12, April 1989, No. C 91/4)』その他コンピュータ・プログラムを著作権法によって保護する国々としてチヨー、ルーニカ共和国やスペイン等が挙げられる。

(2) 昭和四七年五月通産省重工業局ソフトウェア法的保護調査委員会中間報告、昭和五八年十二月産業構造審議会情報産業部会中間答申「ソフトウェアの法的保護の確立をめざして」——プログラム権法(仮称)の提案——、中山信弘「コンピュータ・ソフトウェアと著作権」ジュリスト七七八号四一頁、植松宏嘉「コンピュータ・ソフトウェアの法的保護と著作権法(上)」、「(中)」、「(下)」NBL二九〇号一二頁、二九二号三四頁、二九三号三〇頁。特に学説が挙げる理由としては、ソフトウェアの保護の理由は、その開発に投下した資本の回収を容易にし、流通を促進して重複投資を防ぐためにあるといふ。著作権法は、著作者の気持ち、感情、良心等の保護という観点が基礎に横たわっており、そこには著作物の流通を促進し重複投資を防止するという産業政策的契機はほとんど含まれておらず、またソフトウェアに著作権を適用したときには、人格権等の諸点につき種々の難点が生じうるといし、また実用一点張りの実用品であるコンピュータ・プログラムを著作物と解する」とを疑問とし、著作権法を適用することは妥当でなくむしろ独自立法によるべしとする。

(3) これは昭和四八年(一九七二年)年六月の文化庁の著作権審議会第二小委員会(コンピュータ関係)の報告書、および昭和五九(一九八四年)年一月の著作権審議会第六小委員会(コンピュータ・ソフトウェア関係)中間報告において、「プログラムの多くは、いくつかの命令の組み合わせ方にプログラム作成者の学術的思想が表現され、かつその組み合わせ方および組み合わせの表現はプログラム作成者によつて個性的な相違があるので、プログラムは著作権法二条一項一号にいう『思想を創意的に表現したもので、学術の範囲に属するもの』として著作物に該当する』という見解に従つたものであり、

かつまた既に出されていたいくつかのビデオ・ゲーム・ソフトに関連する一連の判例にも沿つたものであつた（東京地裁昭和五七年一二月六日判決無体例集十四巻三号七九六頁、判例時報一〇六〇号一八頁、判例タイムズ四八二号六五頁＝スペ・インベーダ・パートII事件；横浜地裁昭和五八年三月三〇日判決判例時報一〇八一号一二五頁、判例タイムズ五〇六号二〇一頁＝スペース・インベーダ事件；大阪地裁昭和五九年一月二六日判決無体例集十六巻一号二六頁、判例時報一一〇六号一三四頁、判例タイムズ五三六号四五〇頁＝STRATEGY・X事件）。これらはビデオ・ゲームをアセンブラー言語で表現したコンピュータ・プログラムは著作権法にいう著作物に当たるとし、そのプログラムの複製物であるROMに収納されたオブジェクト・プログラム（アセンブラー言語で記述されたプログラムを機械に可読な形態に転換したもの）を他のROMに無許諾で収納することは、著作物であるプログラムの複製物から更に複製物を作出したことに当たり、プログラムの有形的複製として複製に該当すると述べる。これらの判例以前には、ビデオ・ゲームの不正コピー事件の横行に対して、ゲームの受像機に映し出される映像及びゲームの進行に応じた映像の変化の様態が商品表示に当たるとして、不正競争防止法第一条第一項第一号により保護を図る東京地裁昭和五七年九月二七日判決（判例タイムズ四七七号八二頁）や大阪地裁昭和五八年三月三〇日判決（判例タイムズ四九五号一九六頁）があつた。また、前記東京地裁昭和五七年一二月七日判決等コンピュータ・プログラムの著作物性を認める一連の判例以後、これに次いで、ビデオ・ゲームの映像につき、それを生成するコンピュータ・プログラムの著作物性とは別に、「映画の著作物」に該当するとし、プログラムが無断複製されたビデオ・ゲーム機を喫茶店などに設置して映像を上映させることは「上映権」の侵害となるとする東京地裁昭和五九年九月二八日判決（無体例集十六巻三号六七六頁、判例時報一一九号一二〇頁、判例タイムズ五三四号二四六頁＝バックマン事件）や、さらにはビデオ・ゲームのプログラムと映像の双方について著作物性を認める東京地裁昭和六〇年三月八日判決（判例タイムズ五六一号一六九頁＝ディグダグ事件）や東京地裁昭和六〇年六月一〇日判決（判例タイムズ五六七号二七三頁＝トッププレーサー事件）も見られるようになつた。

じつしたコンピュータ・プログラムを著作権法により保護することに對して贊意を表する学説として、例えば、紋谷暢男「コンピュータ・プログラムの著作物性・保護」NBL二七五号六頁、同「コンピュータ・ソフトウェアの保護」法律時報五五卷七号一五頁、高石義一「ソフトウェアの法的保護」ジョリスト七八四号十九頁、三木茂「コンピュータ・プログラムの著作物性」NBL二八八号四三頁参照。これらの学説は、著作権法が保護するを目的とする文化的所産とは、今日では広く文化的現象すなわち生活形式の総体を意味し、従つてコンピュータ・プログラムを含む産業的所産をも包含する趣旨であり、またコンピュータ・プログラムが実用性を有するものであるとしても、中立的・没価値的な著作権法の立場からすれば、それが思想・感情の表現であり、文芸、学術、美術又は音楽の範疇に属するものとされる限りは保護を否定されないとされ、またコンピュータ・プログラムが著作権法により保護されれば、国際的著作権条約を通じてその国際的な保護が図られるという利点をも指摘して、積極的にコンピュータ・プログラムの著作権法による保護を支持した。

(4) Intellectual Property Right in an Age of Electronics and Information, Office of Technology Assessment, Washington DC, U. S. Governmental Printing Office, April 1986, (Chapter 3). じつした、H・ノク・ヨリク&情報の時代における知的創作的成果の保護のあり方を検討するため「機能作品」(work of function)、「事実作品」(work of fact)及び「芸術作品」(work of art) という分析概念を提示している。その中で、コンピュータ・プログラムを機能作品として捉え、その伝統的な著作権法のもとにおけるその保護につきおおまかに問題点を指摘し、その適切な保護のために将来取りうべきいくつかの政策的選択肢を提示している。

(5) 中山信弘「ソフトウェアの法的保護(新版)」有斐閣九六頁は、小説・絵画・音楽等においては、他人の作品と類似させなければならぬ必然性は全くないし、むしろ他人との差異を設けることに価値が見出されることが通常であり、これらの従来型の著作物は多様性の世界と言えるのに対し、技術といふものは、効果や効率といった合理性の追求であり、必ずある方向に収斂される傾向があるとし、また技術の本質は過去からの積上げにあり、いく少數の画期的な大発明は別として、

ほんどの技術は過去の技術に改良を加えて新技術として、あるいは次の人があれに再改良を加えて新々技術へと進み、
て発展してあらざる（同書1118頁）。あだ、Paul Goldstein, Infringement of Copyright in Computer Program,
UFITA 104 (1987) p. 69 (p. 72) は、科学 (science) ～技術 (technology) は “球心的” (centripetal) であつて、單一
の最適結果 (a single optimal result) に向かひゆるやうなべつゝ、いわばはくして文部 (literature) ～芸術 (arts) は “离
心的” (centrifugal) であり、異なつた趣向の広範囲の観聽者 (a wide variety of audiences with different tastes) を
目標とするべつゝ。わざと Note, Copyright Infringement of Computer Program: A Modification of the Substan-
tial Similarity Test, 68 Minn. L. Rev. p. 1264 (p. 1291-94) が、ローリング・ストーン・マネジメント産業によるべつゝだ、各革新
は改良製品を造り出すために過去の革新に依拠し、踏み石的な改良過程 (stepping-stone improvement process) によつ
て、僅かながらの革新が累積することによつて重大な意義のある技術的成長を生み出やうのやうなしくべつゝ。
(6) 今日広義の意味でのコンピュータ情報処理システムの構成は概略以下のようないわゆるハードウェアのほか、補助記憶装置、周辺・端末出入
力装置、出入力チャンネルおよび通信回線やネットワーク等を含む。

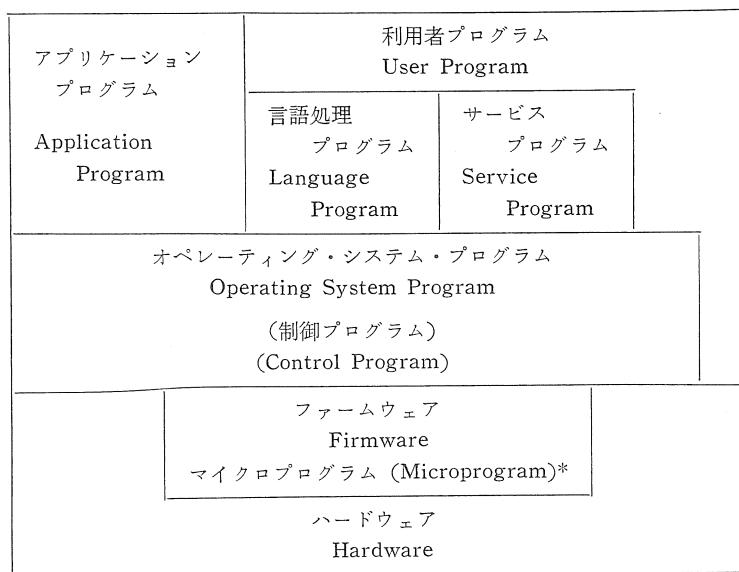
- (A) ハードウェア資源——コンピュータ装置そのものを指すいわゆるハードウェアのほか、補助記憶装置、周辺・端末出入
力装置、出入力チャンネルおよび通信回線やネットワーク等を含む。
- (B) ソフトウェア資源——コンピュータ・プログラムとしてのソフトウェア。これには、(1)コンピュータ・システムのわ
ざわざな資源の有効的利用を図るために設けられ、他のプログラムの実行とハードウェア資源の状態を監視・制御するプロ
グラムとしてのオペレーティング・システム・プログラム (いわゆるOS)、(2)プログラムングしゃべり自然言語に近い人
工言語で書かれたソース・プログラムを全体として一挙にコンピュータの実行できる形式である機械語に転換するコンバイ
タや、ソース・プログラムの命令を逐次機械語に翻訳し実行するインタークリー等、ソースプログラムの翻訳の助けと
なるプログラムたる言語処理プログラム、(3)ユーザのコンピュータ利用上の便宜を図るための各種のユーティリティ・プロ
グラム、(4)統計、経営科学、数値解析など高度で複雑なデータ処理を、必要とされる特定の技法によつて行つたる、コンピ

ユータ・メーカー・ソフトハウスがユーザに提供するアプリケーション・プログラム、さらには⑤ユーザ自身が作成し実行するユーザ・プログラム等が含まれる。(以上のプログラムの体系的構成については図一参照)。〔二〕ドキュメントーションとしてのソフトウェア。プログラムの開発の過程で作られ、またプログラムの効率的な運用・改良のために必要な諸文書をいう。これには一般に、①プログラム設計書、フローチャート等のプログラム記述といわれるものと、②ユーザマニュアル等の附属資料とに分けられる。

(C) 人的資源——コンピュータの実際の運用やコンピュータによる情報処理システムの開発に携わる人々であるシステム運用管理者、システム・エンジニア、ベンチャー、オペレーター、ハードウェア技術者等。そしてこれらの人的資源が上記諸資源を取り組み、これら全体が有機的にうまく結び付き互に関係し合うことによって、効率のよいコンピュータ情報処理システムの運用が可能となっているのである。本稿でコンピュータ・システムの構成要素という場合は、(A)のハードウェア資源、および(B)のソフトウェア資源のなかでもコンピュータ・プログラムとしてのソフトウェアを指すものとする。プログラムやプログラム言語については、また注18を参照。

図1のマイクロプログラムについて――

*コンピュータ・プログラムは、コンピュータに実行可能な機械語（オブジェクト・コード）の形態のものが最終的にコンピュータ内の主記憶装置に格納され、中央処理装置（CPU; Central Processing Unit）に取り出されて逐次解読・実行されるが、この場合CPUは、解読した機械語の命令を処理するために諸種の微細な作動をなすように機械に働きかける。この一連の操作サイクルを命令サイクルという。これには機械語の命令をコンピュータ内の主記憶装置の中の一定のアドレス（番地）から取り出すサイクル（命令取り出しサイクル）と、その命令を解読し、それに対応する一定の操作を行う（命令実行サイクル）に分かれる。そして一つの機械語命令に対するサイクルは、コンピュータ内のクロック（時計）に合わせて、



—図1—

コンピュータのハードウェア内の各種のゲートの開閉等によって行われる一連の基本的操作によって構成され、このような基本的な各操作はマイクロ動作といわれる。ところで、従来このマイクロ動作の実行は論理回路の結線によって行われ、これをワイヤード・ロジック (wired logic) といった。これに對して最近では、各機械語命令に対する一連のマイクロ動作の内容を、各マイクロ動作に対応する二進数の電子信号の命令 (マイクロコード又はマイクロ命令) を組み合わせてマイクロプログラムとし、これを制御記憶という特殊なコンピュータ内の記憶装置に格納し、これを順次取り出してゲートを制御する方法が取られることがある。これをマイクロプログラミング方式といい、この場合に用いられるマイクロプログラムは、機械語よりはレベルが低く、またコンピュータの基本的な個々の動作を制御しているという意味でハードウェアとソフトウェアとの中間的な存在とみることができ、これを特にファームウェア (firmware) ということがある。この著作物性については問題が多いが（中山前掲三三〇三七頁。植松宏嘉「プログラム著作権Q & A(新版)」金融財政事情研究会六一頁）、米国ではマイクロプログラムについての著作

物性を肯定した判例がある (NEC Corporation and NEC Electronics Inc. v. INTEL Corp., No. C-84-20799-WPG)。本事件の紹介は R. Steinberg, NEC v. INTEL: THE BATTLE OVER COPYRIGHT PROTECTION FOR MICROCODE, Jurimetrics, Vol. 27, No. 2 (Winter 1987), p. 173. また R. Steinberg, MICROCODE-IDEA OR EXPRESSION, COMPUTER/LAW JOURNAL Vol. 9 (1989), p. 61 及び JOHN R. HARRIS, LEGAL PROTECTION FOR MICROCODE AND BEYOND: A DISCUSSION OF THE APPLICABILITY OF THE SEMICONDUCTOR CHIP PROTECTION ACT AND THE COPYRIGHT LAWS TO MICROCODE, COMPUTER/LAW JOURNAL Vol. 6 (1985), p. 187 が詳しい。

(一) 標準化組織
国際標準化機構 (ISO; International Organization for Standardization) と国際電信電話諮問委員会 (CCITT; Comité Consultatif International Télégraphique et Téléphonique=International Telegraph and Telephone Consultative Committee) の公的機関が共同で、メーカーの異なるノンポートや端末等の異機種・異バス間の通信を同調するため、通信プロトコルの標準化による推進している OSI (開放型システム間相互接続; Open Systems Interconnection) プロトコル群が開発され、また OSI については、企業グループではある X/Open 及び OSF (Open System Foundation) 等が OSI-X の標準仕様の作成のための作業を進めている。

11—1 プログラムの表現の同一性の範囲 (プログラムの保護範囲と侵害基準)

11—1' 現状

我が国の現行著作権法(著作権法)は「電子計算機を機器の形態」の結果を得たいんかくのための行為に対する指令を組み合せたものとして表現したものである」と定義し(同法第1条第1項第10号の

11)、やむに「プログラムの著作物」（同法第一〇条第一項第九号）という新たな著作物の類型を設けてプログラムを保護することにしており、先に述べたようにコンピュータ・プログラムの著作権法による保護については全く疑いを挿む余地はない⁽⁸⁾。また著作権法の一般原則として、①表現／アイデア（ないしは形式）／内容）という二分法（dichotomy）に立ち、著作物の表現を保護し、そのアイデア（内容）を保護するものではないこと、②著作権法による保護は独立創作を排除せず、独立して創作された二つの表現が結果的に同一であっても、その何れか一方が他方を排除して、その保護が否定されることがないこと⁽⁹⁾、やむに③表現とアイデアが融合ないしは混同（マージ・merge）する場合には、その表現に保護を与へるといふはとりもなおさずアイデアの独占を与える結果になるので保護が与えられないこと（マージャー理論；merger doctrine）等は、一般に認められ又わが国において承認されていふといふでもある。

しかし著作権法の保護する表現とは如何なる範囲又は抽象度のものをいうのかについては必ずしも明確であるとはいえば、いじとコンピュータ・プログラムにあっては、いのうそ不明確である。この点、コンピュータ・プログラムを「文芸の著作物」（literary work）と捉える米国においては、一九八五年頃を境として、それまではプログラムの外的的なコードの文字通りのコピー（literal copying）を問題にした一連のいわゆる第一世代（the first generation）⁽¹²⁾の判例に統いて、プログラムのコードの文字通りのコピーがない場合でも、ちようど文学作品等においてその物語の展開やプロットが保護されるようだ⁽¹³⁾、コンピュータ・プログラムについても、その外的表現形式から内容にまで踏み込んで保護を論じる第二世代（the second generation）の判例が出始めた。そしていわゆるの判例

の中で特に先例的なものが、プログラムのアイデアを、その果たす抽象的な目的 (purpose) 又は機能 (function) であると捉えた上で、それに不可欠 (necessary) でないものは全て表現に該当するとして、プログラムの外面的なコードのみならず、その全体的な構造、流れや構成 (the overall structure, sequence and organization) —— 所詮プログラムのSSOといわれるもの——をも広くプログラムの表現であるとする一般論を展開するに及んで、大きな議論を呼んでいる。⁽¹⁴⁾

一方わが国において、これまで判例上ビデオ・ゲーム・ソフトの文字通りのコピーによる著作権侵害が問題になつても、それ以上にプログラムにおいて保護される表現とは如何なる範囲のものを言うのか、実務上これを明らかにするものは皆無といっていい。特にコンピュータ・プログラムが著作権法によつて保護されることになった結果、理論的にはプログラムの翻訳や翻案についての権利を、プログラムの著作者が専有することになったが（著作権法第二七条⁽¹⁵⁾）、これとの関連で、外面向的な表現の類似性がなくても表現内容が類似している場合や言語変換の場合にも侵害が成立し得るのかについては、米国の第二世代に当たる公式判例は未だなく⁽¹⁶⁾、また著作権法がプログラムの著作物について保護の及ばないものとして「プログラム言語」のほか「規約」⁽¹⁹⁾及び「解法」⁽²⁰⁾を明文上挙げている（著作権法第一〇条第三項）こととの関係においても解釈上議論の余地を多く残している。

もともわが国では、コンピュータ・プログラムにおける問題解決のための処理の手順は一般にはアルゴリズム⁽²¹⁾と言われ、これはアイデアであり、著作権法上「解法」に該当するものとして保護されないものとされるが、他方、プログラムというものは、そもそもコンピュータにおける処理の手順をプログラム言語で記述したものであること

を考えると、わが国ではプログラムは、その外面的表現形式に即してその同一性の範囲を画することを意図していると思われる。加えて、わが国の著作権法は「翻案」という概念を認めており、これは著作物の表現に含まれる外面的形式を維持しながらその外面的形式に変更を加えることであるとされているが、この「翻案」がコンピュータ・プログラムの場合にどの範囲まで及ぶかという問題は、結局コンピュータ・プログラムの同一性の範囲の問題と表裏一体の関係にあり、またわが国では先の保護されないと規定されている「解法」との関連を考慮すれば、コンピュータ・プログラムにあっては、理論的には外面的形式にかなり近接したところに内面的形式が認められることになり、その結果翻案の範囲はかなり限定され、従つて学術的な著作物一般についていえることでもあるが、基本的な筋・仕組みまで保護する小説の場合等と比較すると、プログラムの著作者の翻案権の及ぶ範囲は比較的狭いものと解されているようと思われる。⁽²⁴⁾ そしてこのことを特にコンピュータ・プログラムとの関係で明記したものが第一〇条第三項第三号の趣旨であるとの主張もなされてゐる。⁽²⁵⁾

(8) わが国の昭和六〇年の著作権法の一部改正の内容は、概ね次の通りである。①第一〇条第一項第九号にプログラムを「プログラムの著作物」として著作権法上保護される著作物として例示する規定を置くとともに、②第二条第一項第一〇号の二に「プログラムの定義」を設けた。また③第一〇条第三項において、プログラムの著作物についての著作権法による保護は、プログラムにおける「プログラム言語」、「規約」及び「解法」には及ばない旨明示し、これら各用語について定義を設けた。④第一五条第二項を新設し、プログラムの著作物について、従来の法人著作の要件を緩和し、法人等の名義における公表という要件を外した。⑤第二〇条第二項第三号において、著作者人格権の内の同一性保持権をプログラムの著作物について制

限し、特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効率的に利用し得るようにするための改変を許容した。(⑥)第四七条の二を新設し、プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、第一一三条第二項に該当する場合を除き、当該プログラムの著作物の複製又は翻案（これにより作成された二次的著作物の複製を含む）ができるとし（同条第一項。但し、こうして作成された複製物又は翻案物を目的外に使用し、頒布又は公衆に提示した場合は、第四九条第一項三号及び同条第二項第二号により、著作者の専有する複製又は翻案等の権利に該当する行為を行ったものとみなされ、侵害とされるようになった）、他方では、こうした複製物や翻案物の所有者が、そのいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなつた後には、著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物や翻案物を保存してはならないものとした（第四七条の二第二項）。そして、この規定に違反して保存したものは、第四九条第一項第四号及び同条第二項第三号により、著作者の専有する複製又は翻案等の権利に該当する行為を行つたものとみなされ、侵害とされる。(⑦)第一五条第二項の規定を受けた第五三条第三項により、プログラムの著作物について法人著作となる場合は、著作物の保護期間は公表後五〇年、公表されなかつた時には創作後五〇年とした。(⑧)第七六条の二の規定の新設により、プログラムの創作年月日の登録の制度を設け、この規定を受けて昭和六年五月に「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」（昭和六年法律第六五号）が制定され（昭和六年四月一日より施行。昭和六年九月には、この法律の施行のため「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則」（昭和六年文部省令第三五号）が制定されている）、登録されたプログラムの概要を公示し、その開発に関する重複投資の防止と流通の促進を図ることにし、同法に基づき昭和六二年四月一日よりSOFTIC（ソフトウェア情報センター）が指定登録機関として、プログラムの著作物の創作年月日の登録事務を行うことになった。(⑨)第一一三条第二項により、プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を、その使用権原を取得した際に情を知っていた場合は、業務上電子計算機において使

用やねいじは、プログラムの著作権を侵害する行為とみなされる旨の規定が設けられた。以上の改正法の内容の解説については、坂東久美子「コンピュータ・プログラムに関する著作権法の一部改正について」ロピーライト二九二号二一頁、半田正夫・紋谷暢男編「著作権法のノウハウ〔第三版増補〕」有斐閣選書三三三頁。日本のプログラムの著作物の登録に関する外国における紹介としては、Kerheinz Pilny, Die Registrierung von Computer-Software in Japan—Ein neues Gesetz und seine Praxis., GRUR Int. 1988 S. 26ff.

(9) 「これを一番的確に表現してくるのは、米国著作権法第一〇一(五)である。」との規定は、「如何なる場合においても、オリジナルな著作物に対する保護は、当該著作物において記述、説明、例証又は具現されてくる形態を問わず、如何なるアイデア、手続き、工程、体系、操作方法、構想、原理又は発見にも及ばない」こと（In no case does copyright protection for an original work of authorship extend to any idea, procedure, process, system, method of operation, concept, principle, or discovery, regardless of the form in which it is described, explained, illustrated, or embodied in such work）。わが国における著作権法において保護対象とされる「著作物」には、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（著作権法第一條第一項第一号）これが、著作権法の保護対象が「表現」であることは明らかである。しかし、半田教授は、著作物は多くの要素によって構成されおり、創作過程から眺めてみれば、たとえば、集められた素材、著作者のアイデア、素材にアイデアが組み合わされて著作者の頭脳に描き出された思想体系、および、この思想体系を外部に発表するために採られた表現形式などが考えられるとして、これらの要素のうち著作権によって保護を必要とするのはいったいかなる部分なのであろうかと問われ、この問題の解決はとりもなおさず著作者に留保され、したがってまた著作権の保護を受ける部分と、著作者から解放され万人の自由利用が許される公有の部分との識別に奉仕するばかりか、著作権侵害の有無を判断するに当たっての一つの重要な基準を提供するものだとされる。そして従来のドイツの学説の表現の形式／内容の二分法の展開を検討された後、最近の学説が、著作物の

「形式」と「内容」の峻別という方法を捨て、それぞれの中に著作者の独創的な個性の顕現を求める、これを著作物の本質と解して、著作権法上の保護資格を認める傾向にあるとされる。そして、こうした著作物の本質の捉え方は、従来とすれば見失いがちであったことからの本質を再認識させる点で意義を認められてい、その場合でも著作物」とは、著作者の個性が認められ、したがって著作権によって保護される部分とは何か、また万人が自由利用が認められる公有の部分とは何か、検討しなければならないであろうと述べられる（半田正夫「著作権法概説〔第四版〕」一粒社七九～八四頁）。この見解は、ドイツの Ulmer の提唱に従う、従来からの形式 (Form) や内容 (Inhalt) の区分の代わりに、著作物の個性的な特徴 (den individuellen Zügen des Werkes) とそれに含まれている公有物 (dem in ihm enthaltenen Gemeingut) の区分による著作権保護の対象を考える立場に立脚したものであり、注目に値する (Eugen Ulmer, Urheber-und Verlagsrecht, 3. Aufl., 1980, S. 119ff.)。また、この見地に立つて著作物についての著作権保護を再考しどみよし、表現であらわす俳句等は保護されるが、スローガンや交通標語等は保護されないといわれるのは何故か、また逆に小説等のストーリーマップ等は内面的表現形式といわれ、実際は人間の視聴覚による感性では把握できないそれ自体は観念的なものであるにも拘らず、著作権法により保護され、それを他人がかつてに利用して外面的表現形式を変えただけ（例えば小説のストーリーを映画化するだけ）では翻案による二次的著作物の作成に該当し、当初の著作者の権利が及ぶとされるが、それは何故かと考えさせられるものがある。そして、これにつき精神的成果を創作した著作者に、どの程度の保護をどのような素材に対しても与えるかという著作権法のポリシーを探つて見れば、結局そこには“個性的な知的・精神的努力をした著作者に対して報い、新たな創作を奨励する”という要請ど、著作物に含まれる一定の要素に自由利用を認められたによる公共的利益との均衡の上に立つて、著作権法により保護される対象や素材の決定がなされているのではないかといふことを思い至らしめん。

(10) ハウスの原則がわが国において、判例上実際に問題になつた事例として、モン・レイニー・ナイト・イン・ルーギヨー事件

がある（最高裁昭和五三年九月七日第一小法廷判決民集三二巻六号一一四五頁、判時九〇六号三八頁）。この事件は被告Y₁「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー」という楽曲を作成、公表し、音楽出版社Y₂に当該楽曲のレコード製作販売を許諾し、その結果そのレコードが市販されるようになつたが、この曲のある小節の六割に当たる部分が、ハリー・ウォーレン作曲の「ザ・ブルーバード・オブ・ブローケン・ドリームズ」という曲のリフレインに当たる部分と同一又は類似の旋律を使用しているので、「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー」は「ザ・ブルーバード・オブ・ブローケン・ドリームズ」の複製物であるとして、後者曲の日本国内における著作権を一定の期限付きで譲渡されて管理していた音楽出版社Xが原告となつてY₁、Y₂に対して著作権侵害を申し立て、「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー」の著作権不存在を確認及び損害賠償を請求したものである。最高裁は、無断で著作物を複製するときは偽作者として著作権侵害の責に任じなければならないとしながら、「ここでいう著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるもの再製することをい」と解すべきであるから、既存の著作物に依拠して再製されたものではないときは、その複製をしたことにはあたらず、著作物侵害の問題を生ずる余地はないところ、既存の著作物に接する機会がなく、従つて、その存在、内容を知らなかつた者は、これを知らなかつたことに過失があると否とにかかわらず、既存の著作物に依拠した作品を再製するに由ないものであるから、既存の著作物と同一性のある作品を形成しても、これにより著作権侵害の責に任じなければならぬものではない。」とし、Y₁が「ザ・ブルーバード・オブ・ブローケン・ドリームズ」の存在を知つて「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー」を作成したとは認められないとしてXの控訴を認めなかつた原審（東京高裁昭和四九年一二月二四日判決判タ三一九号一七八頁）の判断を支持した。判例評釈としては、齊藤博「同一性のある著作物の存在の不知と著作権侵害」民商法雑誌八一巻二号一二四頁。半田正夫「他人の著作物の不知と著作権侵害——同一性のある作品を作成した場合」昭和五三年度重要判例解説（ジャーリスト六九三号）二八八頁。東京大学判例研究会「最高裁判所民事判例研究」法学協会雑誌九八巻七号九八八頁。

(11) ルマーチャー理論 (merger doctrine) が、あるときは米国連邦最高裁判所判決 Baker v. Selden 101 U. S. 99 (1879) 由来するものである。この事案は、一定の簿記システム (T-account system) に基づく会計帳簿票とその使い方を説明する書籍を Selden が出版したのか、Baker が同一の簿記システムにより利用出来る帳簿票を含んだ書籍を出版したので、Selden や Baker は同一の簿記システムを記述した書籍の出版により自らの書籍に関わる著作権を侵害したとして訴えを提起したのである。裁判所は、「本の教示する技術が、その本の説明のために用いられた方法や図表、又はそれに類似するよろだぬを採用する」となくしては利用することができないわけだ」 (where the art it teaches cannot be used without employing the methods and diagrams used to illustrate the book, or such as are similar to them, such methods and diagrams are to be considered as necessary incidents to the art, and given therewith to the public; ..., 101 U. S. at 103) とした。我が国においては判例はないが、中山前掲115頁以下参照。

(12) ルの時期は、おおよそ一九七〇年代の終わりから一九八五年頃迄で、米国ではこの時期においては、ル・パログラムの著作権侵害訴を訴えられた被告から、度々、ROM (読み出し専用メモリー; Read Only Memory) に格納されたオブジェクト・プログラムは機械の一部となり著作物とはいえないとか、オペレーティング・システム・プログラム (OS) は、米国著作権法第一〇二(6) によって明示的に著作権法の保護の及ばないものとされている工程 (process)、体系 (system) 又は操作方法 (method of operation) 等であつて著作物性が認められないか、そうでなくとも表現ハイデアの融合 (merger) があり保護されるべきではないとする主張がなされたが、これに対しても裁判所の判断としては、多少の揺れはあつたものの、総じて①ノンプロトコル・プログラムはソース・プログラムであるうとオブジェクト・プログラムであると区別なく著作物性が認められるといふ、また②たとえオブジェクト・プログラムがROMに格納されてくる場合でも、それが機械の一部になるのではなく、ROMはプログラムという著作物を固定する有形的な表現の媒体に過ぎないといふ、③

アプリケーション・プログラムであらわすオブジェクト・システム・プログラムであらわす、区別なく著作物性が認められ、オペレーティング・システム・プログラムだからといって、それと同一の機能を表現する方法が多数ありうるのべ、表現とアイデアの融合があるとは直ちにいえないこと等が判例上認められてゐる。特にこれらの論点について総括して判示した判例として、*Apple Computer, Inc. v. Franklin Computer Corp.*, 714 F. 2d 1240 (3d Cir. 1983) *revising* 545 F. Supp. 812 (E. D. Pa. 1982) がある。また、我が国においては、ロジック・プログラムの種類には〇のやト・プリケーション・プログラムを始め種々の区分はあるもの、それらが一律著作権法によつて保護されるといふことはほとんど争いはない（著作権審議会第六小委員会（ロジック・データ・ソフトウェア関係）中間報告昭和五九年一月三三頁。〇の位置づけについては注⁵やむに注³⁶を参照）。ただ、マイクロプログラム（マイクロコード）については、これが著作権法上の「プログラム」の定義に該当し、また著作物といえるのか、著作物といえないとして一般に創作性が否定されるのではないかとふる疑ひ（か、疑問を呈する向きが日本では強い（中山前掲三三一～三七頁。植松前掲六一～六三頁は、マイクロ・プログラムは「プログラム」の定義に該当せず、またハードの構造に制約され選択の幅が非常に狭いため、著作権法によつて保護する）とアイデアの保護になつてしまつるので著作権法による保護を否定し、むしろ特許によるべきであるとする。マイクロ・プログラムの技術的位置づけについては注⁵を参照）。またソース・プログラムとオブジェクト・プログラムの関係について、わが国ではソース・プログラムのオブジェクト・プログラムへの転換は複製に該当するといわれ（前掲著作権審議会第六小委員会中間報告三三一～三四頁。半田前掲一〇〇頁）、わが国の判例も著作権法改正以前から、同一の見解に立つてROMに収納されたオブジェクト・プログラムを取り出し、無権限に他のROMに収納する行為は、著作物たるソース・プログラムの複製物（オブジェクト・プログラムを納めたROM）から更に複製物（同一のオブジェクト・プログラムを収納した別のROM）を作成するなどに当たるか、ソース・プログラムの著作権（複製権）を侵害するものと構成している（注³におけるビデオ・ゲームソフトについての関連諸判例参照）。しかしこれには異論があり、ソース・プログラムからオブジェクト・

プログラムへの転換は言語体系の変換を伴う限り普通の翻訳と同様に「翻訳」であり、二次的著作物の作成であるが、普通の翻訳の場合にはマニュアルでなされ創作行為が伴うのに対し、ソース・プログラムのオブジェクト・プログラムへの転換は機械的で創作行為は伴わないので、翻訳者には独立の権利は発生せず、オブジェクト・プログラムについての権利は全てソース・プログラムの権利者に帰属すべきものと考えるべきであるとする見解も主張されている（中山前掲三〇頁～三二頁。植松前掲四二～四四頁）。ただ直接的にオブジェクト・プログラムが作成された場合には、そこに創作行為があるのでそのオブジェクト・プログラムに著作物性があることについては見解の一一致がある（前掲著作権審議会第六小委員会中間報告三三～三四頁。半田前掲一〇〇頁。中山前掲三二頁）。またわが国の著作権法の解釈としては、コンピュータ・プログラムの記録され又は固定される媒体の如何に係わりなく、機械に可読とは言えないコーディング・シートに記述されたプログラムであろうと、機械に可読なパンチ・カードに穿孔されたプログラムであろうと、またROMに格納されたものはもちろん、プログラムのプリントアウトや、さらには雑誌に掲載されたものまでもプログラムの著作物ないしはその複製物を考えることが出来るようと思われる。ただコンピュータ・プログラムを実行する前提として、これをコンピュータ本体の内部記憶装置であるRAMにローディング（蓄積）することが複製に該当し、それ故、プログラムが内部記憶装置にローディングされた状態をプログラムの著作物の複製物と見ることが出来るかどうかについては解釈上争いがあり、昭和四八年の著作権審議会第二小委員会の報告書では「その蓄積は瞬間的かつ過渡的なものであつて複製に該当しない」（同報告書二二頁）とし、昭和五九年の著作権審議会第六小委員会中間報告もこれを引用しているが（同中間報告四八～五〇頁）、同時に複製と解し得るとする意見もあった旨付記しているほか、わが国では正面からあまり議論されていない。しかしROMへのプログラムの収納が複製と見られるならば、これと区別してRAMへのプログラムのローディングを過渡的という理由だけで複製に該当としないと結論づけることはできないとして、積極的にRAMへのローディングを複製と見る立場も表明されている一方（野一色勲「コンピュータにおける複製」著作権研究一六号六八頁）、電子計算機本体の内部記憶装置に蓄積する行為は、

過渡期的で、永続性、反復使用可能性のないものは複製と考えられないが、永続性、反復使用可能性のあるやり方で蓄積すれば複製となるとする見解もある（植松前掲八九頁）。外国では、R.A.M. の蓄積を複製と見る見解が強くなるに随分れる（レーハウゼン・コル、GRUR 1982, S. 455.; Ulmer, Der Urheberschutz wissenschaftlicher Werke unter besonder Berücksichtigung der Programme elektronischer Rechenanlagen, 1967, S. 19.; Kolle, GRUR 1974, S. 614 (S. 617); Kindermann, GRUR 1983, S. 157; Ulmer/Kolle, GRUR-Int. 1982, S. 499.; Sieber, BB 1983, S. 984.; GRUR-Denkschrift, GRUR 1979, S. 305.; Rupp, GRUR 1985, S. 147ff. もた米国では、いわゆる FINAL REPORT OF THE NATIONAL COMMISSION ON NEW TECHNOLOGICAL USES OF COPYRIGHTED WORKS, July 31, 1978, pp. 12-13; Nimmer on Copyright § 8, 08.)。

(13) Nimmer on Copyright § 13.03 [a][1] 参照。この点、米国では、「」の著作物が同一性の範囲に入るか否か、やねねむ新作物の表現の範囲を決定するためとして、著作物の表現を順次抽象化して、あながく比較する。Abstraction test が主張されるべきより (Nimmer, p. 13-22)、比較の方法として、それぞれの抽象化の次元において現れるパターンをお出しするといふ Pattern test が用いられる (Nimmer, p. 13-25)。著作権法の保護するタイプの表現 (expression of idea) には、作品の十分に具体的なパターン (sufficiently concrete pattern) が如かれねばならぬ。そして文芸作品においては出来事の流れ (sequence of events)、登場人物の展開 (development of characters) や筋 (plot) の保護やれる表現に含められる (Nimmer, p. 13-28)。Abstraction test “か” へと詳説 (Judge Learned Hand) はより提唱されたのは、Nichols v. Universal Pictures Corp., 45 F. 2d 119 (2d Cir. 1930) におけるが始めてであり、ここにおいて次のようなりふれが述べられてゐる。「如何なる作品も、必ずしも文芸劇においては、より多くの挿話が取り除かれるものであつて、益々一般的にいふる数多くのパターンが等しくおもて出されねばならない。最後のものは、たぶん、劇が何についてかの最も一般的な叙述に過ぎないであらう」、そして結論として、その表題に過ぎないじつもありえよう。しかしながら、

「連の抽象化の過程においては、もはや保護されない」と一点がある。なぜなら、やめなければ、劇作家は自分のトイドア——かわらの表現とは異なって劇作家の財産権が決して及ぼさないのないトイドア——の使用を禁じる人がいるにだらかなのである。ただだれも、この境界線を確定する人が出来た者はいな——」まだだれもそれをやめる人が出来ないやうだ。

（"Upon any work, and especially upon a play, a great number of patterns of increasing generality will fit equally well, as more and more of the incident is left out. The last may perhaps be no more than the most general statement of what the play is about, and at times might consist only of its title; but there is a point in this series of abstractions where they are no longer protected, since otherwise the playwright could prevent the use of his ideas, to which, apart from their expression, his property is never extended. Nobody has ever been able to fix that boundary and nobody ever can."）この例によれば、保護される表現を決定するにあたる最初提唱された Abstraction test が、結局は保護される表現の範囲を決定するための「方法」を提唱したのに過ぎない。この「基準」を示すのがだらかで、結局の方法を示すのである。保護される表現の範囲の決定は、幾つか恣意的で個別的なものであるが、だらかではない。つまり、この Abstraction test や Pattern test を接合して、保護される表現の範囲を決定する一般的基準として示せば、先の Nimmer の見解である。

- (14) Whelan Associates, Inc. v. Jaslow Dental Laboratory, Inc. 727 F. 2d 1222 (3d Cir. 1986), *aff'd* 607 F. Supp. 1307 (E. D. Pa. 1985). 本件は、被控の IBM Series I パソコン——Event Driven Language が記載された原版の Dentalab System へと歯科用プログラムのための在庫管理・販売方勘定会計プログラム IBM/PC 用 BASIC 言語に書き換え Dentcom へと商標で売り出したのに対し、Whelan が著作権侵害を理由に訴訟を提起した。これにてして、審のベンシベニア連邦地方裁判所は、だらかのデータベース・プログラムが異なる命令制御方式を持つ異種のデータベース間に適合せざるために変更され、練り直されたければならないとしたのである。データ・

ログラムに具現したアイデアは著作権法により保護されるべく、また IBM/PC のベースコードが EDL と異なり BASIC や書かれていたるかのようにして複製の可能性または著作権侵害を排除するものではないとした。そして裁判所は、被告のプログラムを書いた者は、原告の Dentalab のベースコードにアクセスして、そのシステムを理解し、その全て同一の流れにおける処理 (all the same sequential operation) を利用したに違いないという原告側の鑑定人の意見を採用して著作権侵害を認め、被告に対し損害賠償の命令、プログラムのマーケティング・広告・販売・貸借またはライセンシングの禁止を言い渡した。これに対して被告は原審の判決は著作権法の保護の対象とならないアイデアを保護するものであると主張して控訴したが、第三巡回区控訴審裁判所は、プログラムのアイデアは歯科ラボラトリの効率的な運用 (efficient administration) やあるとし、それに不可欠でないものは全てプログラムの表現に該当するとして、プログラムの構造 (structure)、流派 (sequence) 及び構成 (organization) とも保護が及ぶと判示して原審を支持した。また、これより先に SAS Institute, Inc. v. S&H Computer Systems, Inc., 605 F. Supp. 812 (M. D. Tenn. 1985) 事件があるが、この事案においてもやむを得ず発表は、ナッシュビルにある Vanderbilt 大学の Charles Fedderspiel による教授が自らの研究のために、本件原告である SAS Institute が開発した IBM ハードウェア又は IBM ハードウェアとロジカルなコンピュータにおいてのみ稼働可能な統計プログラム (SAS プログラム) に対比出来るプログラムを、自らの大学で利用できる VAX ハードウェア用に開発しようとしたことにある。そこで彼は自らの同僚及び S&H の従業員である者などと共に相談した結果、当初 PASQUEL というベッカージを開発し市場に出すことを計画したが、それが困難であるとわかったので計画は放棄された。しかしその後、SAS プログラムを VAX ハードウェア用に転換する事が決定され、このために Fedderspiel は S&H が加わってテネシー州にパートナーシップ PASS が設立され、これ以降の作業は S&H に請け負われた。そしてこの結果出来たプログラムは INDAS と名づけられたが、これは S&H が、SAS にその意図を秘匿して、SAS からライセンスを取けて引き渡された SAS プログラムのソースコードを、ライセンス契約では禁じられたコンピュータにローディングをかけて引き渡された SAS プログラムのソースコードを、ライセンス契約では禁じられたコンピュータにローディング

タード VAX ハードウェアで稼働出来る様に手を加えたものであった。やがて SAS が S&H を相手に著作権侵害を理由、INDAS やたは SAS プログラムの複製若しくは翻案である製品を市場に出下さいの差止めを求めた。これに対してもテネシー州連邦地方裁判所は、審理で証明されたいくつかの形式上の複製を認めたほか、被告のプログラムが SAS プログラムの構成および構造の細部の複製を示している限りにおいて、かのような複製は S&H の製品全体に及ぶものである ((T)o the extent that it represents copying of the organization and structural details of SAS, such copying pervades the entire S&H product) である事が認められた。S&H の製品が S&H によるオリジナルな寄与を含んでいたとしてもそれが SAS に基づいて翻案物となるとして原告の勝訴としたのである。しかし、一般には一九八五年頃を境として米国では、ローワーティー・プロトタイプの著作権法による保護に関するでは、第11世代 (second generation) に入るに至ったといわれるようになつた。おひるね、ローワーティーの文脈では Whelan v. Jaslow 判決の立場を支持するなどと、たとえその立場に立つたとしても本件プログラムの構造・流れ及び構成は、綿花市場の外在的要因 (externalities) によって決定されじよとして保護を否定した第五巡回区控訴審裁判所の Plains Cotton v. Goodpasture Computer 807 F. 2d 1256 (5th Cir. 1987) 事件である。この事案は端末機を通じ綿花栽培者に対する綿花の市場に応じた綿花売買の価格決定を支援するよう原被告 Plains Cotton & Telecot がローワーティー用に作り変えた Goodpasture 元従業員達が、被告 Goodpasture Computer Service のためにペーパナル・ローワーティー用に作り変えた Goodpasture Computer Service が違法な GEM と宣称して販売し出したので、Plains Cotton が自らのプログラムの著作権を侵害するとして訴訟を提起したのである。これに対して第五巡回区控訴審裁判所は、第三巡回区控訴審裁判所の Whelan v. Jaslow 事件判決と対立する先のような判断を下したのである。また、これが先に Q-CO Industries Inc., v. Sidney Hoffman, Dilip Som and Computer Prompting Corp., 625 F. Supp. 608 (C.D.N.Y. 1985) における原告 Q-CO Industries の元従業員が、ローワーティーに知識を缺いて話手がそれを読みながらの知識や理解がない事が出来ぬものが出来ぬもの

にした Atari 800-XL ハードウェア用のプロンプター (prompter) のプログラムや、BASIC と部分的にアセンブリ言語で記述された VPS-500 の開発に携わった者が、独立後 IBM/PC 用の PASCAL ハイレベル言語を用いて同様なプログラム CPC-1000 を開発した事件につき、裁判所は先の SAS v. S&H 事件の判決に従い、コンピュータ・プログラムの構造や構成の類似性がコピーがあったか否かを決定する上で重要な要素であると認めたが、本件で原告の主張するモジュールの構成の類似性は、自動車の特別なサスペンション・システムの複雑さよりはむしろ自動車の車の観念にたとえることが出来るとして、未だ被告が「表現」のコピーをしたという証明はなされていないとして被告の責任を否定している。しかしこれらに対して、最近では更に Whelan v. Jaslow 判決に依拠し、システム設計レベルでの異なったデザインが可能であること、当事者のプログラムに見られるほとんど同一の構造はプログラムの作業に取って不可欠ではないことを認定し、被告の侵害責任を肯定する。Pearl Systems, Inc. v. Competition Electronics, Inc., 8 U.S.P.Q. 2d 1520 (S. D. Fla. 1988) 事件及び原告の C 言語で書かれた医療研究所用プログラムを被告が BASIC に書き換えた事件で、当事者のプログラムは「デザイン、データ構造、流れ及び構成を含め、実質的に類似している」として、やはり被告の著作権侵害を認めたものとして Soft Computer Consultants, Inc. v. Lalehzarzadeh, No. CV 88-0756, slip op. (E.D.N.Y. 1988) 事件がある。米国の動向については、相山敬士「アメリカのコンピュータ・著作権法——判例の動向と分析」工業所有権法九四号一頁。

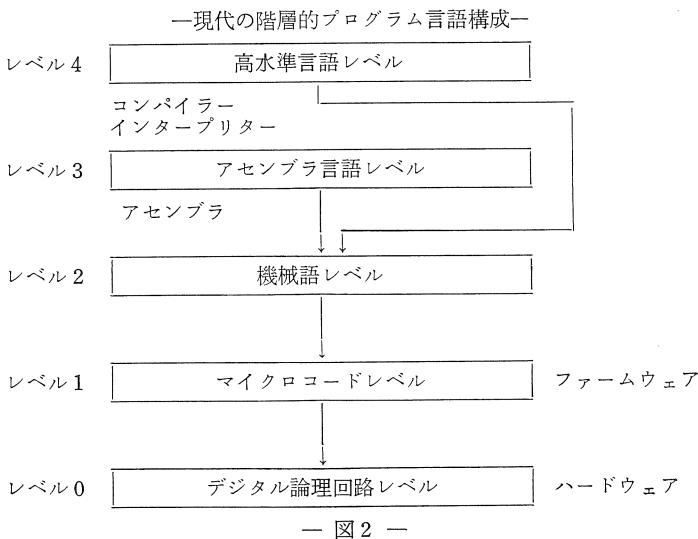
(15) ビデオ・ゲーム・ソフトのコードの文字通りの複製による著作権侵害事件については、注3を参照。

(16) 著作権法は著作者がその創作した著作物について専有する権利として、第二条に著作物を複製する権利を認めたとともに、第二七条において著作者の改作利用権としての翻訳・翻案権を規定し、「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する」とする。そして著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することによって創作された著作物を、著作権法は「三次的著作物」としては、(同法第一条第一項第一号)、第一条において「[1] 次的著作物に対する」の法律による保護は、その原著作物の著作者

の権利に影響を及ぼさない」とする一方、第二八条において、「「二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関して、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する」との旨の規定を設けている。この場合、二次的著作物に著作権が発生し、著作権法上の保護を受けるためには、原著作物の著作者の許諾によるべき二次的著作物が創作される必要があるか否かに関しては争いがあり、通説は必要としないとするが、必要とする見解も見られる。これについては、半田正夫「著作物の利用形態と権利保護」一粒社一二六頁以下。

(17) 非公式判例ながら、わが国において、プログラムの「処理の流れ」自体は、アルゴリズム、すなわち著作権法第一〇条第三項第三号に規定されている「解法」であって著作物として保護されないとした裁判例として、東京高裁平成元年六月二〇日決定がある(工業所有権法研究10-1号一五頁)。本決定については、相山敬士「知的財産権の潮流一一 プログラム著作権判例の動向——NEC対インテル米国判例とシステム・サイヨンス東京高裁決定を中心に」ショリスト九四五号八〇頁。

(18) 著作権法第一〇条第三項第一項は、「プログラム言語」を定義して、「プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう」としている。JIS情報処理用語(JIS X-0001-1987, 01.01.12)によれば、プログラム言語(programming language)とは、「プログラムの作成又は表現するために設計された人工言語」とされている(JISハンドブック情報処理用語・コード編一九八九/五一 日本規格協会一八頁)。プログラム言語のうちコンピュータが直接実行可能なのはコンピュータ内で電子信号に対応する1-to-0の機械語(machine language)の形態におけるプログラムである。プログラムをオブジェクト・プログラム(object program)といふ。日本に対し、機械語と一对一の関係にある記号言語としてはアセンブラー言語(assembler language)があり、またより日常言語に近い高水準言語としては、科学計算向きのFORTRAN(FORMular TRANslator)、事務計算向きのCOBOL(COMmon Business Oriented Language)、科学・事務計算両用向きのPL/I(Program Language One)、端末用対話型及びバッファ用言語としてのBASIC(Beginners All purpose Symbolic Instruction Code)等がある。プログラムは、通常おもて、じつは記号言語ともいわれ、



— 図2 —

これをソース・プログラムというが、このままでコソピュータにとって実行可能ではないので、このソース・プログラムを機械語の形態でのオブジェクト・プログラムに翻訳転換する必要があるが、アセンブラー言語で記述されたソース・プログラムならば、「アセンブラー」(assembler) という翻訳プログラムにより、その他の高水準言語で記述されたソース・プログラム全体を一旦一括して機械語の形態に翻訳転換し実行する場合には「コンパイラ」(compiler) という翻訳プログラム、また高水準言語で記述されたソース・プログラムの命令を各個逐次に機械語の命令に翻訳転換し実行する場合には「インターパリター」(interpreter) という翻訳プログラムを用いなければならない。

(19) 著作権法第一〇条第三項第一号は、「規約」を定義して、「特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう」としている。

(20) 著作権法第一〇条第三項第三号は、「解法」を定義して、「プログラムにおける電子計算機に対する指令の組み合わせの方法をいう」としている。

(21) アルゴリズム(algorithm) とは、JIS情報処理用語(JIS X-0001-1987, 01. 04. 07)では「明確に定義された有限個の規則の集

まりであつて、有限回適用することにより問題を解くもの。例： $\sin x$ を決められた精度まで求める算術的な手順をもれなく記述した文」としている。J I S では、アルゴリズムよりも「算法」という用語を先に挙げている (J I S ハンドブック 情報処理用語・コード編 一九八九／五二 日本規格協会二〇頁)。代表的には、数学的な計算については計算法というものがこれにあたるが、数学的な計算に限らずより一般的に、明確な処理規則による問題解決のための手順のまとまりは全てアルゴリズムと呼ぶことができる。従つて、コンピュータはアルゴリズムによって情報を処理する機械であるということができる。この点アルゴリズムとコンピュータ・プログラムとはどのように異なるのかが問題になるが、一応、アルゴリズムとはプログラムをどう組むかという考え方や手順を指し、プログラムとはそれをコンピュータが受け入れられる形式にプログラム言語を用いて具体化したものであるということができよう。従つて、アルゴリズムは、問題を解決するための明確な処理規則による手順であり、プログラムの指令の組み方を指示するものであるとともに、一旦プログラムとして組まれた時には、プログラムはアルゴリズムを最も具体的に表現しているものといえる。牧野昇監修 平凡社「現代ハイテク事典」九四頁「アルゴリズム」の項参照。また植松宏嘉「プログラム著作権Q & A [新版]」四八頁参照。なお、J I S 情報処理用語 (J I S X-0001-1987, 01.04.01) によれば、「(計算機) プログラム」(computer program) とは「処理に適した命令の順番付けられた列。注1. 処理には、プログラムの実行及びプログラムを実行する準備としての、アセンブラー、コンパイラ、解釈プログラム又はその他の翻訳プログラムなどの使用も含まれる。2. プログラムには命令及び所要の宣言文が含まれる。」としている (J I S ハンドブック 情報処理 用語・コード編 一九八九／五二 日本規格協会一九頁)。

- (22) 中山前掲四七頁。植松前掲四八頁、五〇～五一頁。昭和五九年一月文化庁著作権審議会第六小委員会(コンピュータ・ソフトウェア関係)中間報告五一頁によれば、プログラムのアルゴリズムは保護しないという基本的な考え方方に立つとする。
- (23) 中山前掲四七頁及び一一一頁。
- (24) 前掲著作権審議会第六小委員会(コンピュータ・ソフトウェア関係)中間報告五一頁。

(25) 中山前掲四八頁。前掲著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係）中間報告「第三章 現行著作権におけるコンピュータ・ソフトウェアの保護に関する問題点に対する対応策（提言）」の5は、プログラムの翻案権の及ぶ範囲をより明確化するために、アルゴリズムは保護しないという前提に立ち、必要な措置を講ずることが望ましいと提言しているが、これを受けて現行著作権法第一〇条第三項のプログラムにおける「解法」には保護が及ばないとする規定が設けられたものと思われる。

二一二、解釈の明確化の指針

ところでこうした見解は、その本質が技術であるコンピュータ・プログラムを著作権法により保護する理由を、プログラム開発には多大な知的労力と投資がかかる反面、他の技術と異なり容易に模倣やただ乗りがなされ得ることに求め、累積的に発展していく技術の特性を鑑み、プログラム開発者の利益と技術に対する社会一般の利益とのバランスを図ることを指針とする限りは、大凡正しい方向を示すものであると考える。⁽²⁶⁾ しかし、一方ではプログラムというものは、そもそもコンピュータ内における処理の手順をステップ毎にアルゴリズムとして記述するものであるにも拘らず、プログラムにおけるいかに詳細なアルゴリズムであっても、これを一律に全て著作権法により保護されないアイデアとして片付けてしまうことは、プログラムの外的的形式としての指令の組み合わせの表現を規定しているその個々のステップ毎の指令の組み合わせの方法さえも、これをアルゴリズムとして著作権法第一〇条第三項第三号にいう「解法」に該当するものとし、万人が自由にこれを利用することを許すことになる。しかしそうなれば、プログラムとしてある「指令の組み合わせの表現」がある場合でも、その「指令のステップ毎の組み合

わせの方法”は万人が自由に利用することができる事になるので、結局そこから必然的にもとのプログラムと同一の指令の組み合わせからなるプログラムを万人が作成することを承諾する結果になる。とすれば、全てのプログラムについて表現とアイデアとが融合ないしは混同（マージ）することを認めるのと同じことになり、結果的にはプログラムの著作権法による保護を否定するに至ってしまうことになろう。ただ、こうした矛盾はハイブリッドな機能作品としてのプログラムの特性から由来するものであると考えるが、このことはプログラムの法的保護を考えにおいては、何らかの程度のアルゴリズムを考慮に入れざるを得ないことを示唆するものもある。というのも、実際のところコンピュータ・プログラムにおいて本質的なのはアルゴリズムであつて、それがコンピュータ言語で表現されていようが、その他の形態で表現されていようが、結局はそれをコンピュータに理解可能な形態に翻訳・解釈するコンパイラーないしはインタープリターがあるかないかの違いだけなのであり、それさえあれば如何なる形態のものでもコンピュータに対する指令を与えるものとしてコンピュータ・プログラムといえるからである。従つてコンピュータ・プログラムの法的保護を考えるに当たっては、確かに現在ではコンピュータ・プログラムがプログラム言語で表記されるという現実は無視できず、またそれが著作権法により保護されることになった結果として、著作権法の「表現」を保護するという原則を尊重しなければならないことは当然であるが、結局はその著作権法も翻案という概念を認めることにより実質的にはある程度アイデアをも保護するに至っている実状に鑑み、且つ冒頭に述べたような諸視点をも視野に入れて、いくらか政策的にコンピュータ・プログラムの表現の範囲及び保護範囲を決定せざるをえないものと思われる。

そこでプログラムにおけるアルゴリズムについていえば、一面では、これは問題解決のための処理の手順であり、それ 자체としてはプログラムのアイデアであることは否定できない。しかし他面では、⁽³⁰⁾ プログラム開発過程において、一定の固有の問題を解決するため、既存の基本的なアルゴリズムや新たに発見したアルゴリズムを幾多も選択・配列し、より複雑なアルゴリズムを構成しながら、その精緻化を図っていく過程が、ソフトウェア・エンジニアやプログラマーの最も多大な知的労働と個性の發揮される部分であり、またこのようにしてアルゴリズムが十分詳細に精緻化された時点では、それが創作的な指令の組み合わせの表現としてのコンピュータ・プログラムの外面的形式に大きな影響を及ぼしうることは看過できないものと思われる。それ故、プログラムに表現されている限りにおいては、十分詳細に精緻化されたアルゴリズムは、プログラムの創作性やその指令の組み合わせの外面的形式を規定しているという意味で、著作権法上考慮しうるに足る特性を有しているものといえる。

従つてコンピュータ・プログラムにつき、著作権法による保護を考える際には、プログラムの外面的形式から出発することが正しいとしても、平均的の、一般的の、から見てプログラムの指令の組み合わせの外面的形式の本質的部分を規定している限りにおいては、プログラムから読み取れる十分詳細なアルゴリズムは、⁽³¹⁾ プログラムの外面的形式を保護する反射として実質的に保護されるか、あるいはもはやここに至つては実質的にプログラムの表現を構成するもの（内面的表現形式）と解しても差し支えないのではないかと考える。従つて、他社開発のプログラムにおけるこうした十分詳細なアルゴリズムを利用してプログラムを作成し又は言語転換することは、外面的なステップ毎のコードの類似性がなくとも、実質的にもとのプログラムの指令の組み合わせを利用するものとして「翻案」

に該当するものと考るべきであろう。もいに、あるプログラムからその十分詳細なアルゴリズムを記述したフローチャートを作成した場合に、そのフローチャートが平均的プログラマーから見て、もとのプログラムの指令の組み合わせの本質的部分について特定できる程のかなり詳細なものならば、これに依拠して別のプログラムを作成するという程度では、同様の理由で著作権法上「翻案」に該当するものと考えられる。⁽³²⁾ これに対し、プログラムにおける十分詳細なアルゴリズムとはいえない、それよりも抽象的なプログラムの構造、処理の流れや手順（これも見方によつてはアルゴリズムであるが）は、まさに著作権法第一〇条第三項第三号の「解法」に該当するものとして保護されず、万人が自由に利用することができるものと考える。そしてこのあたりが政策的にみても、先行プログラムのただ乗りを防止するのに必要な境界であり、プログラム開発者の利益とプログラムに含まれる技術についての社会的利益とのバランスを図る接点であるように思われる。

しかし、以上のようにコンピュータ・プログラムの表現の同一性の範囲（ないしは保護範囲）を確定することができるとしても、具体的にはこれは裏返せば侵害訴訟の脈絡においては侵害基準との関連においても問題となり、その観点からはコンピュータ・プログラムにあつては、①先に述べたような保護対象の範囲内にあるコンピュータ・プログラムの表現に対してアクセス(access)があり、且つ②その表現と実質的類似性 (substantially similar) のある表現のプログラムが作成・開発されたことが証明されれば、一般に、事実上侵害を推定させる一応の証明(prima facie proof)となりうるといふのである。⁽³³⁾ しかし、その時にもコンピュータ・プログラムにあつては、プログラムの技術製品及び実用品的特性に鑑み、侵害を申し立てられたプログラムについて類似性を来たした原因

として、①その開発に当たっての技術的な制約、②プログラムの経済性や効率性、さらには③技術一般の本性から由来するその収斂性等をも考慮しなければならないであろう。⁽³⁴⁾ 実際、実体法的な著作権法の観点からしても、他社開発のプログラムに依拠したとしても、その十分詳細とはいえない、より抽象的な構造又は処理の流れや手順、すなわち著作権法によつては保護されないプログラムのアイデアにまで遡つて、それのみを利用して別のプログラムを開発した場合に、独立創作ともいえるに等しい知的努力がなされた結果として実質的に類似するプログラムが作成・開発された時には侵害はないと考えられる。ただ、確かに現実の訴訟になれば、他社開発のプログラムに依拠してプログラムを開発した場合に、当初のプログラムと実質的に類似したものが開発された時には、まず原告となる当初のプログラムの著作者が、被告が原告のプログラムの表現にアクセスし、原告のプログラムと実質的に類似するプログラムを開発したことを見証することで、先に述べたように、一応事実上侵害の推定がなされることになる。しかしその場合でも、次に被告の側で、依拠したプログラムのアイデアまで遡り、且つ先に述べたような諸要因を考慮した上で独立創作にも等しい知的努力をなした結果、表現において実質的に類似するものが開発されたということを反証できる場合には、侵害責任は否定されるべきである。何故なら、当初のプログラムの表現に対するアクセスがあったとしても、アイデアにまで遡つたことが証明され、且つまたプログラムの開発に当たつての技術的制約、さらには効率性や経済性等の要因を考慮した上で、独立創作に等しい知的努力がなされた結果として、表現において実質的類似性のあるプログラムが開発されたと反証できる場合には、同一のアイデアから技術的・経済的な実際上の必然性あるいは技術的収斂性の帰結として、実質的に類似するプログラムが開発されたといえ、

そこにはもはや当初のプログラムの表現の流用やただ乗りがあるとはいえないからである。ただ、こうした反証は往々にして困難なこともありうるが、プログラム開発に伴う諸判断、費用、労力や手続等が文書記録（いわゆる米国で paper trail といわれるもの）として残されている場合には、これについての専門家の鑑定に基づき、裁判官が独立創作といえるに等しい知的努力がなされたか否かを法的評価として判断し決定すべきであろう。また実際、ソフトウェア開発実務の現場では、既存のプログラムのアイデアを参考にしてプログラムを開発する場合に、結果的に実質的類似するプログラムが作成された時にも、単にアイデアを利用した独立創作であると主張せんがために、既存のプログラムの解析チームと新たなプログラムの開発チームを全く隔離し、解析チームの得た技術的アイデアの授受のみを開発チームに行い、表現の授受を遮断するというクリーン・ルーム方式又はアイソレーション・ブース方式と呼ばれるプログラム開発方法が取られることがある。そこで、こうした方法が取られた場合に、その手続過程で ID カード等による各室への入出チェックと記録保存がなされ、またあらかじめ解析チームと開発チームとを地理的に離れた施設に置くといふような厳格な分離がなされた上で、解析チームの抽出した技術情報で開発チームにトランスファー（transfer）されるものに技術情報抽出の対象となつた他社開発プログラムの表現に当たるもののが含まれていなければ、法律専門家である弁護士等の検閲を受け、さらに解析チームによる技術情報抽出過程とその解析チームからトランスファーされた抽出技術情報を利用する開発チームのプログラム開発過程について文書記録が残されていれば、上述の意味での独立創作を説明する有効な証拠を残す手続となりうるものと考える。⁽³⁵⁾

またそもそも侵害訴訟においては、問題となるプログラムの形態や類型なども考えて侵害の有無を判断する必要

があり、例えばOSといわれる基本ソフトはアプリケーション・プログラムと比較するともまさまた技術的制約が伴うことが考慮されるべきであり、また例えば小さなプログラム、ルーチンやモジュール、さらには現行の技術水準から見て一般にありふれたプログラム又はもはや陳腐となつたプログラム等は、その抽象的な構造や処理手続をもとに平均的プログラムなら、およそ誰でもほぼ同一の表現に至りうるか、あるいは技術的に自明なほどステップ毎のアルゴリズムを体現しているものとして、実際上はそのデッドコピーさえも問題にならないようと思われる。⁽⁴⁰⁾

次に、わが国の著作権法第一〇条第三項第二号によれば、プログラムの保護はプログラムにおける「規約」に及ばないとされている。この規約とはインターフェースやプロトコルといわれるものを指し、その中でも異なつた複数のプログラムあるいはプログラムとハードウェアとが互いに制御の受け渡しをしながら連動し作動するための規則（プログラム間インターフェース、ソフトウェア／ハードウェア間インターフェース）、および距離的に離れた異なる情報機器内のプログラム（通信プログラム）が互いにデータの送受信を行いうるための規則（プロトコル、通信規約）⁽⁴¹⁾で、しかも特定のプログラムに含まれているものと意味するものと考えられる。これらは、互換機の製造やコンピュータ間の通信にとって不可欠な技術仕様ともいえる情報であり、もしこれに独占権を与えるとすると、互換機の製造や周辺機器の他社による製造を不可能にし、さらには異機種間の相互接続や通信がなしえなくなるために、特定ベンダーのコンピュータ・システムを利用するユーザは長期にわたつて同一ベンダーのシステムにロック・イン（lock-in；拘束）されることになる。また、そのベンダーが市場で独占的な地位を占めている時にはその独占は一層助長され、競争が阻害されることになる。⁽⁴²⁾従つて、こうした情報それ自体にはコンピュータ・シ

ステムの構成諸要素間における互換性や相互接続性を確保する社会的利益の必要上、及びそれ 자체としては一般にアイデアに属するものとして保護が及ばないとするのが著作権法の立場と考えるべきである。ただそれ以上に、インターフェース又はプロトコル等の規約が特定のプログラムにおいて実現 (implement) されている場合に、一般論として、そのプログラムは著作権法上表現として保護されるといえるとしても、そのプログラムに含まれたインターフェース又はプロトコルが具体的でかなりの程度厳密な仕様を前提とするときに、その仕様がそれを実現するプログラムの指令の組み合わせを実質的に規定し、それ故にこうした規約がプログラムの表現を構成していると見られることもある。しかもその場合に、こうした具体的で厳密レベルでのインターフェースやプロトコルの仕様を利用しなければ、互換性又は相互接続性を図ることができないと見られるときには、こうした規約を実現し且つ互換性又は相互接続性を達成しうる別のプログラムを作成しようとすれば、そのプログラムのこうした規約を実現する部分については、不可避的にもとのプログラムと表現が同一になつたり又実質的に類似せざるを得なくなる。

そこで特に互換性・相互接続性を確保する社会的利益の見地より、プログラムにおける規約は如何なるものでもそれ自体としては保護しないとすることが著作権法一〇条三項二号の趣旨であると考え、その結果として、右のような場合には、もとのプログラムの形態における規約を表現した部分にも保護が及ばないとするのが著作権法の立場でもあると考えるべきである。しかし、どのような状況においてこうした結果になるかは、個々的に検討して決すべきであろう。

なお、インターフェースやプロトコルの開発には多大な費用と時間を必要とし、最初にこれを開発した者に何

らか利益を与えることなく、これを万人が自由に無償で利用してもよいとする、最初に開発した者だけが不利益を被りセカンド・ランナー以下が利益を受けることになり、不当であるばかりでなく開発意欲を減退せしめるので、独占権はともかく立法論としては対価（報酬）徴収権を認めることが望ましいとする見解がある。⁽⁴⁴⁾しかし、標準化のなされていない現在、先行者によるより良いインターフェース又はプロトコルの開発と改良は、結果的に、その良さの程度に応じコンピュータ機器や通信関連市場において採用されることになれば、それによる市場支配を通じそれ相応の開発投資の回収と開発意欲の維持を確保できるものと思われる。むしろその者による独占を通じて、ユーザの使い込みがなされることの方をより一層警戒すべきであろう。また、インターフェースやプロトコルそれ 자체を保護するとすれば、これらには具体的レベルから抽象的レベルまでさまざまなものがありうるので、どのレベルまでのものを保護するのか問題になろうし、またあるインターフェースあるいはプロトコルが、他のインターフェースあるいはプロトコルとの程度類似していれば同一のもので、どれだけ異なっていれば別物といえるのかという同一性確定の問題が、プログラムの表現の同一性の確定以上に困難な問題となりうることが予想される。さらに、インターフェース及びプロトコルについては、標準化が促進されることが望ましいが、これらに権利性を認めると、権利性を認めない方が標準化作業が円滑に行われることが期待できる。そこで、私見としては、インターフェース又はプロトコルそれ自身には、差し当たっていかなる権利性を認める必要はないと考えたい。

(26) 技術としてのコンピュータ・プログラム (computer program as technology) の特性に鑑み、その保護を考えるべきであるが、ただコンピュータ・プログラムがかつて技術を保護したことのなかつた著作権法によって保護されたことにな

つた政策決定においては、他の技術とは異なり、プログラムは模倣されないとにより原プログラムと競争的に市場に出られることの容易や——すなわち盗用 (piracy) の容易や——に求められる主張からあるのとしや Dennis S. Kajara,

COPYRIGHT, COMPUTER SOFTWARE, AND THE NEW PROTECTIONISM, Jurimetrics (Fall 1987) p. 33.

(27) アルゴリズムとプログラムの関係については注21。

(28) コンペイラー及びインター・プリターについては注18。

(29) 中山前掲四七～四八頁。

(30) ところで簡単に、プログラムの開発過程を辿ってみると、おおよそ次のようだ段階を経てプログラムが開発されるといふことになる（括弧内は各段階で作成される文書類）。①要求分析 (requirement analysis)：何のために、何をする情報システムが必要なのかを明らかにし、その中に位置づけられるコンピュータ・システムの役割を決定する（問題記述、プロジェクト計画書）。②システム設計 (system design)：コンピュータ・システムについて、データの入出力の方法と様式等を決め、作成する必要のあるプログラムの仕様を明らかにする（システムチャート、プロセスチャート、プログラム仕様書）。③プログラム設計 (program design)：プログラムの仕様として与えられた課題を確認し、その課題の解決のための処理の手順（アルゴリズム）を設計する。すなわち、プログラムが実現すべき課題の解決のためにアルゴリズムを考案し、これを基本的なものからの次第にコンピュータに実行させる具体的な処理の手順として繰り上げ、精緻化し、まとめしていく（基本プログラム・フローチャート、詳細プログラム・フローチャート、プログラム設計書）。④コーディング (coding)：コンピュータに実行させる処理の手順、すなわちアルゴリズムに合わせて、プログラムをプログラム言語で記述し、これをコンピュータに読み取れる媒体（パンチカード等）に移し、コンピュータに入力して、これをソース・プログラムといふ、アセンブラーやコンペイラー等の翻訳プログラムにかけて、コンピュータに実行可能な形式の機械語形態のオブジェクト・プログラムに転換する（ページング・シートに書かれたプログラム等）。⑤テスト、デバッグ (testing, debugging)：出来上がったプログ

ラムをデータを与えて実行され、実行結果に誤りや不都合がありたり、コードイング上のミスがあれば、望ましい結果が出るようにプログラムを修正する。⑥保守・運用のための手順(maintenance): パソコンデータ・システムのユーザが効率的に当該システムを利用できるように手当をかる(ユーザ・マニュアル、ソフトウェア・マニュアル)。プログラムの開発過程については、松田政行編著「パソコンデータ・ビジネス・ロー」商事法務研究会一九八二年版参照。

(31) ハイジの学説におけるプログラムはおなじトルカラダムの取扱を論じて代表的な学説的見解として Eugen Ulmer/Gert Kolle, Der Urheberschutz von Computerprogrammen, GRUR Int. 1982 S. 489ff. が、次の如くある。「法の流布によって記解された反対」、ハイジの言語的及び外的的形式の付与における(in der sprachlichen und äußeren Formgebung der Programme)、自然言語やなぞれた表現ほどは大あくな」として、個性的な創作のためのかならぬ自由度(ein erheblicher Spielraum für individuelles Schaffen)が既に存在している。やだむれいのいとは、全く自由に選択し得るオペランド記号(Operandsymbolik)、命令記号(オペレーナー)は隸屬させられる情報要素の表記(die Bezeichnung der den festgelegten Befehlsymbolen (Operationen) zugeordneten Informations-elemente) (ハイジ、ハイジ・ヤクマ)、(Programmschnitte)、データ領域(Datenfelder)、データファイル(Dateien)、記憶領域(Speicherbereiche)、分岐アドレス(Verzweigungsadressen)、副プログラム(Unterprogramme)等のための表記)について述べられる。個々のプログラムにはおなじ自由に選択されたオペランダ記号及び所与の命令記号の組み合わせ、おなじや並びを通じて個性的な刻印(die individuelle Prägung)は強められる。これに加え、実際上のかぐやのプログラムにおいて見られるものにして同じく自由に選択され、大抵は日常言語でなぞれるハッシュタグの組み合わせや、おなじや並びを通じて個性的な刻印(die individuelle Prägung)は強められる。これがErläuterungen)、説明(Erläuterungen)及お指示(Hinweise)だといふ。これらのよりわけプログラムの理解及び読み易さに役立つハイジの要素の総体により基礎づけられる形成行為の自由度(Gestaltungsspielraum)が、既に著作権法保護において要求されるプログラムの個性を肯定するに適切なものやある。好みに個性的な形式付与のための自由度は、

「プログラムの構造 (Programmstruktur), つまり全体としてのプログラムの内構成要素 (要素はメソッド及び属性) 及び開拓プログラムがこのかに分割される事の結果の如きをもつてしてその様様や様式 (in der Art und Weise, wie Programmabschnitte und Unterprogramme innerhalb des Gesamtprogram aufgeteilt und verknüpft) の領域におけるべきである。

「個性的なプログラムのための数多くの可能性は、しかしあたるプログラムの内容は異なる (auch im Inhalt der Programme), あだわら素材の創作的な収集、選択、分類及び配列に関する領域 (dem Bereich, in dem es um die schöpferische Sammlung, Auswahl, Einteilung und Anordnung geht) なることを特徴する。内容的な態様に関する創造的、個性的な決定の自由度 (Spielraum für schöpferische, individuelle Entscheidung inhaltlicher Art) が、いわば「必要とする入出力量の選択 (bei der oft erforderlichen Auswahl von Eingangs- und Ausgangsgrößen)」アルゴリズム的解決要素 (たゞいふべきのものによるべき既に知られ又自明であるため) の選択、適応、変更又はその新たな開発 (bei der Auswahl, Anpassung, Abwandlung und Neuentwicklung von algorithmischen Lösungselementen (auch wenn diese oft als solche schon bekannt sind oder naheliegen))」及びプログラムの流れの組織化、やなねか個々の命令・命令群及びサブルーチンの具体的な配列から構成 (bei der Organisation des Programmablaufs, d. h. bei dem aus der konkreten Anordnung der einzelnen Befehle, Befehlsgruppen und Unterprogramme folgenden Programmaufbau) が、あると存在するのである。最後にプログラムは、その時々の最適化目的に照らしてたれねだれねばならない、ある部分的には同一のプログラム内に於いても度々変更される優先度の決定を通じての独自性の刻印 (eine eigentümliche Prägung) を保有する。強調すべきは、非常に創作的たりうる全てのいわした内容的な要素 (alle diese inhaltlichen Elemente) が、プログラムの組織 (das Gewebe des Programs) を構成するものであり、直接的にその具体的な形態に入り込む (unmittelbar in seine konkrete Gestalt einfließen) が、いわゆる。

「プログラムの個性」をもつた、内容的な考慮及び決定のための個性的な精神的創作の特徴を付与するその適性は、それがシステム、原理又はアルゴリズムそれ自体の著作権的保護に帰結する根柢によるものとは出来ない。」(S. 495)

また「ロバート・プロカラムによれば、プログラムが依拠する抽象的要素 (die abstrakten Elemente, auf denen die Programme beruhen)、または数学的原理 (die mathematischen Prinzipien)、計算方法 (die Regelmethoden)、専門用語や数学的アルゴリズム (Algorithmus) などであるが、これらは具体的 (als solche) せば保護される著作物となるべきだ。」しかし既述の如く、トルトナッカの解説要素 (die algorithmischen Lösungselemente) は直接的にプログラムの具体的形態に入り込み (unmittelbar in die konkrete Gestalt des Programs eingehen)、その結果プログラムの個性的な刻印によって決定的であれ (mitbestimmend für das individuelle Gepräge des Programms sind) やがて個々の抽象的要素は、その結果として個々の具体的形態 (in ihrer konkreten Verschmelzung mit dem einzelnen Programm)、それ故に個々的解决要素は、著作権的保護に帰結するに至る。」(S. 497) とある。眞理 Gert Kolle, Der Rechtsschutz der Computersoftware in der Bundesrepublik Deutschland, GRUR 1982, S. 443ff. (S. 454); Ulrich Loewenheim, Der urheberrechtliche Schutz der Computer-Software, ZUM 1985, S. 26ff. (S. 29-30); Die Denkschrift der Deutschen Vereinigung für gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht über den Rechtsschutz der Datenverarbeitungssoftware, GRUR 1979, S. 300 (SS. 303, 304).

以上によれば、BGH Urteil vom 9. 5. 1985—Inkasso-Programmentscheidung—, BGHZ 94, S. 276ff.; CR 1985, S. 22ff.; NJW 1986, Heft 4, S. 192ff. の如きの連邦通常裁判所 (BGH) の判決は、一九八五年五月一日の如きに著作権法改正によりロバート・プロカラムが「印刷の著作物」 (Sprachwerke) として明文上著作権法による保護される

るいじじだいためれに直前に下されたものであり、また依然唯一の連邦通常裁判所判決として先例的価値を有し続けてゐるとして興味深いものがある。」の判決の骨子としては、(1)コンピュータ・プログラムは、ドイツ著作権法第一条にいう学術の範囲 (Bereich der Wissenschaft) に属する著作物であり、著作権法第二条第一項の掲げる七つの著作物のカテゴリーの「文書 (Schriftwerk)」(第一号) か、あるいは「学術的又は技術的態様の描写」(Darstellung wissenschaftlicher oder technischer Art) (第七号) として考慮され得るゝと、(2)プログラム開発過程の個々の段階において、システム分析者又はプログラマーにより精神的な態様の成果 (Leistungen geistiger Art) がもたらされるが、その精神的な思考内容 (der geistige Gedankeninhalt) は、表現された内容の思考形成や遂行において (in der Gedankenformung und -führung des dargestellten Inhalt) は提示された素材の収集、分類及び配列に限られる特に精神性豊かな形式又は態様によつて ((in) der besonders geistvollen Form und Art der Sammlung, Einteilung und Anordnung des darbotenen Stoffs)、その沈黙と表現 (seinen Niederschlag und Ausdruck) を見し出しうるが、学術的又は技術的著作物の著作権法的判断 (die urheberrechtliche Beurteilung wissenschaftlicher oder technischer Werke) においては、表現された内容の思考遂行や形成における精神的・創作的な内実 (ein geistig-schöpferischer Gehalt) ば、学説及び学問的成果は自由で誰にでも利用可能である」とから、排除されぬるべく、(3)從つてコンピュータ・プログラムにおいては、その中で考慮され、所与の計算機に関係づけられた計算規則 (Rechenregel) (これをトルコックム (der sogenannte Algorithmus)) が、トルコックムの制作に際して示されたその他の数学的又は技術的学説や規則と同様に著作権法の保護を受けないべく、(4)それ故、コンピュータ・プログラムの保護については、素材の収集 (Sammelung)、分類 (Einteilung) 及び配列 (Anordnung) の形態 (Form) 及び態様 (Art) のみが考慮されるべく、(5)しかつてコンピュータ・プログラムが著作権保護の対象となるには、情報 (Informationen) 又は指令 (Anweisungen) の選択 (Auswahl)、収集 (Sammelung)、配列 (Anordnung) 及び分類 (Einteilung) における形成活動 (Gestaltungstätigkeit) が一般平均的に可能なりへんに對して明

「ふじまえんやト じゅるべ (ein deutliches Überragen ... gegenüber dem allgemeinen Durchschnittskönnen)」を前提とする」とを判示する。この判決は、アルゴリズムはいかにてもプログラムの表現たりえず万人に自由である」と及ぶプログラムが著作権法によって保護をうけるためには、平均的に可能であることに對して明らかにぬきんでてあるむしろ高い創作水準を要求するものであるといえる。この判決に対しても、ハノンヨーダ・プログラムの著作権保護を認めるのにいかない創作物を要件とする場合、その要件を満たすかどうかは「アルゴリズムを考慮しなくてはならない何を考慮して判断するのかと批判」、トルカリズムのプログラムの表現「いたくへねらかる見解」として、Helmut Haberstumpf, Grundsätzliches zum Urheberrechtsschutz von Computerprogrammen nach dem Urteil des Bundesgerichtshofs vom Mai 1985, GRUR 1986, S. 222ff.; Helmut Haberstumpf, Der urheberrechtliche Schutz von Computerprogrammen, in: Michael Lehmann (Hrsg.), Rechtsschutz und Verwertung von Computerprogrammen, S. 7ff. などによると、BGHの判例を支持し、プログラムは著作権法によっては例外的にしか保護されないと、むしろ独自立法による保護(Sonderschutz) 認めねばならない見解として、Gernot Schulze, Urheberrechtsschutz von Computerprogrammengeklärte Rechtsfrage oder bloße Illusion?, GRUR 1985, S. 997ff. やくもイッの判例の分析にてると、辻正美「ローチュウハの展開」日本工業所有権法学会年報第一号六頁。

(32) (ア) プログラム フロー・チャートとは、プログラム開発の段階で、プログラムのデータ構造とともに、処理の手順を図・記号を用いて書いたもの。処理の概要を基本フロー・チャート (general program flowchart) と書かれました後、詳細な処理手順を詳細なフロー・チャート (detail program flowchart) に分解・記述される。日本ではフロー・チャートという用語より、むしろ「流れ図」から用語を用い、流れ図 (flow chart, flow diagram) と「問題の定義、分析又は解法の圖的表現である」、演算、データ、流れ、装置などを表現するため記号を用いたもの」として

(JISハンドブック情報処理用語・コード編 一九八九/五一 日本規格協会二〇頁)。このフローチャートとプログラムの関係について、プログラムからフローチャートに遡る過程において、中山教授は、「ソース・コードとほぼ一対一に対応しているフローチャートは、ソース・コードの複製と見ることができよう。そのような場合は、プログラムをみて詳細なフローチャートを作成し、そこから新たなプログラムを書き下したとしても、著作権侵害を免れることはできない。これに対しても、ジエネラル・フローチャートは、ソース・コードと一対一の対応関係はなく、処理の流れを示しており、ソース・コードの表現に含めるべきではない。この処理の流れは、まさに著作権法一〇条三項三号にいう『指令の組み合わせの方法』を指し、著作権法による保護を受けることはできない。従つて著作権法の解釈としては、プログラムからジエネラル・フローチャートを導き、換言するならアイデアを抽出し、そこから独自にプログラムを作成すれば侵害の問題は生じない」とされる(前掲一一三頁)。このように、中山教授は、ソース・コードのプログラムからほぼ一対一の対応関係にある詳細なフローチャートは、ソース・コードのプログラムの「複製」とされるが、私見によればソース・コードのプログラムから厳密な「一对一の対応関係」になくとも、平均的プログラマーから見て、もとのプログラムの指令の組み合わせの「本質的部分について特定できる」ほどの詳細なフローチャートを遡つて作成すれば、そのフローチャートはソース・コードのプログラムの表現を含んでいるが、外観的表現形式が異なることから、こうしたフローチャートの作成はソース・コードのプログラムの「翻案」と考えたい。何にしてもこうした見解は、多少の違いがあるとしても、プログラムの指令の組み合わせを特定しうる限りにおいては、フローチャートを実質的にプログラムの著作物とみることになる。そして、何も同一人がプログラムから遡つてフローチャートを作成し、そこからまた新たなプログラムを書き下すという場合だけではなく、ある者が、平均的プログラマーから見て最終プログラムの指令の組み合わせの本質的部分について特定しうるほど詳細なフローチャートを作成し、これをもとに別人が最終プログラムのコーディングをした場合にも、この最終プログラムの作成は、もとに作った詳細なフローチャートの「翻案」と考えるべきであろう。ちなみに、植松前掲三七頁は、「それではフローチャートの

著作物とプログラムの著作物とはどういう関係に立つか、いいかえれば、プログラムの著作物はフローチャートの著作物の翻案か、という問題については、著作権法が『プログラムの著作物』として独立に規定している以上、プログラムはフローチャートとは別個独立の著作物になるのが原則と考えられるでしょう。ただ、フローチャートが非常に詳細であって、あるいは初心者のプログラマーでも、機械的にコーディングしていくだけでプログラムが完成するような場合には、プログラムがフローチャートの二次的著作物となる場合もありえましょう。しかし、プログラムはフローチャートの複製物かといえば、フローチャートとプログラムは表現形式が違い、また法はコーディングすることによってプログラムとなることに著作物としての成立を認めて規定をおいたものであることを考えれば、プログラムがフローチャートの複製物になるとは考えられません」とする。これらいざれも、多少の見解の相違が見られるが、中山教授も植松弁護士の見解も、結局一定限度、詳細なフローチャートは最終のコーディングされたプログラムと法的評価において同一の表現を含みうるとして帰着し、その限度で私見も同旨であるが、もしそうならばフローチャートとプログラムの表現形式の違いに関わらず、そこには表現としてなお同一のものがあるとする根拠は何か又それは何かを、両氏は示していないように思われる。それは、結局一定の程度十分詳細で精緻化されたアルゴリズムではないのか、もしそうでなければ何なのかが明らかにされなければならぬであろう。また前掲著作権審議会第六小委員会（ロッピュータ・ソフトウェア関係）中間報告四八頁参照。

(33) これは、一般に米国や substantial similarity test といわれるもので、原告が被告の著作権侵害を問うためには、被告が原告の著作物の copying をしたことを証明する立証責任があるが、これは実際上不可能なもの（See, e. g., Blumcraft v. Newmann Bros., 373 F. 2d 905, 907 (9th Cir. 1976)）のような原告の証明の実際上の困難を軽減するため、アクセベシティ実質的類似性の証明がなされねば copying の蓋然性が高いために、これが1点の証明を原告がなせば、被告の著作権侵害が事实上推定され、この推定を破るべかられば、次に被告の方で独立創作（independent creation）を証明しなければならないとするのである。この substantial similarity test におけるアクセス（access）とは、著作物を実際に

と見じ知らるべからずの争例があつて (See, Bradbury v. Columbia Broadcasting Sys., Inc., 287 F. 2d 478, 479 (9th Cir. 1961); Christie v. Harris, 47 F. Supp. 39, 40 (S.D.N.Y. 1942))、一般的な定義へこむ。著作物を観る機会のあつた人の意見 (See, Smith v. Little Brown & Co., 245 F. Supp. 451, 458 (S.D.N.Y. 1965), *aff'd* 360 F. 2d 928 (2d Cir. 1966); See also, Nimmer on Copyright, §13.01[A])。また、後半の実質的類似性の判断は、米國では Sid & Marty Krofft Television Productions v. MacDonald Corp., 562 F. 2d 1157 (9th Cir. 1977) の先例によれば、二段階のトクル (bifurcated test) が適用される。第一段階のトクル (extrinsic test) における著作物間の「アイデア」の類似性があるかが判断され、この段階では著作物を個々の部分に解体して分析するアーリー (analytic dissection) が許され、その分析に専門家の鑑定を得る可能性であるが、これに対して、第二段階目のトクル (intrinsic test) では著作物間の表現の類似性が専門家の鑑定意見なしに通常の観察者 (ordinary observer) の視点から判断される (この判例の先駆けはだんだんのハーヴィー Arnstein v. Porter, 153 F. 2d 464 (2d Cir. 1946))。しかし、先の注¹⁴の Whelan Associates v. Jaslow Dental Laboratories, 797 F. 2d 1222, 1232-1233 (3d Cir. 1986) やは、高度に技術的なトクルである。トロットトクル (トロットトクル) は、実質的類似性の判断は、通常の観察者では無理であると言ふ。裁判所は専門家の鑑定意見のみで決定し得るといふ二段階の実質的類似性のテスト方法を放棄した。わが国において、このように米国で发展した substantial similarity test へ同様な判断方法を明言する判例はないが、実質的な訴訟上の証明の配慮としてのトロットトクルは適用されてもよしと見われる。わが国における適用については、中山前掲100頁は、「著作権侵害の有無の判断基準は模倣があつたか否かであるが、模倣の立証は著しく困難であるため、現実には、他人の著作物へのアクセスト類似性で判断われることになる」とする。また植松前掲九四～九五頁は、「実質的類似性の有無は、著作権侵害の有無の重要な手がかりとなり、実質的類似性とアクセストの二つが著作権侵害の成立の要件となる」とする。しかし正しきば、実質的類似性とアクセストの証明は著作権侵害の成立の要件ではなく、著作権侵害を事実上推定せしむるの証明

に過ぎないというべきであろう。さらにアクセスの意義については、植松同書九七～九八頁参照。

(34) 中山前掲九六頁、一〇一頁。

(35) 原告の著作権侵害についての立証責任と被告の paper trail による独立創作の反証の関係については、カージャラ・デニス「著作権法の下におけるコンピュータ・プログラムの保護範囲」法とコンピュータ四号一〇四頁参照。また、クリーンルーム方式又はアイソレーション・ブース方式によるプログラム開発については、中山前掲一二五～一二七頁及び植松前掲一九四頁。米国におけるプログラムの保護範囲の拡大がアイソレーション・ブース方式によるプログラム開発に及ぼす影響については、佐野稔「アイソレーション・メソッドによるプログラム開発と米国の裁判例」NBL三七二号一七頁。

(36) OS (オペレーティング・システム; operating system) とは、JIS 情報処理用語 (JIS X 0001-1987, 01. 04. 05) によれば、「プログラムの実行を制御するソフトウェアであって、資源の割振り、スケジューリング、入出力制御、データ管理等のサービスを提供するもの。注 オペレーティングシステムはソフトウェアが主体であるが、部分的又は全体的にハードウェア化することが可能である」とされている (JIS ハンドブック 情報処理 用語・コード編 一九八九／五二日本規格協会一九頁)。結局 OS とはプログラムの中でも、ハードウェアであるコンピュータと、ユーザが実際に具体的な処理を行うために利用するアプリケーションプログラムとを媒介し、コンピュータ・システムのさまざまな資源を有効的に活用するための基礎的な一連の機能を果たすプログラム群ということができる。今日ではメインフレームばかりではなく、パソコンでも広くその利用が行われているのを見る (世界市場の七十%を占めるIBMのメインフレーム用のMVSやIBM/PCにおける採用によってパソコン用に普及したMS-DOS等)。そして、OS の機能としては、入出力や外部媒体上のファイルの管理、プログラムの実行の監視、TSS (Time Sharing System) やマルチタスク・システム等の場合に複数のプログラムが並行して実行される際には、それぞれのプログラムについてのCPUに対する実行の割当等がある。その意味でOSは、実際上はユーザにとっては全く見えない部分であり、どちらかと言うと機械に近い位置づけを有するといえる

ものであるが、OSはハードウェアであるコンピュータの上に乗り、またそれと一体になって、アプリケーション・プログラムがコンピュータ・システムで実行されるに際しての基礎的な環境を作り出す働きをするという点で非常に重要な意義を有している。

ところがこうしたOSも、ある種のものが一定の機種のハードウェアの上に乗り、他の競争者より先行して市場に出され世に普及するようになると、そのハードウェアとOSの上に乗って稼働するアプリケーションも多く開発され、これがまた跳ね返つてその特定のハードウェアとOSの普及を加速度的に拡大させ、しかもこれと相乗的にその上で開発されるアプリケーションも広範に増大することで、結局市場はそのハードウェアとOSおよびその上に乗つて動くアプリケーションで占められてしまい、結果としてコンピュータを利用しようとするユーザのハードウェアやOSの選択の余地の狹小化や特定のハードウェアとOSに対するロック・イン(lock-in; 拘束)を生じさせることとなる。またこのために、市場での競争が成り立たなくなり、ことによると市場を制覇した特定のハードウェアとOSのメーカーは、市場での独占に跋をかいて改良努力を怠り、コンピュータ利用に関わるユーザの不利益や社会の全般的観点から見た経済的デメリットを引き起こしかねない。そこで、こうして実際に市場を制覇し又は有力な地位を占めて事実上の標準(de facto standard)となつた特定の機種のハードウェアやOSに対しては、後発者が、それらの上に形成された膨大なアプリケーション群をそのまま受け継ぐことのできる互換性のあるハードウェアやOSを市場に出すことで、特定のハードウェアやOSにより制覇された市場に参入し競争するという「互換戦略」が取られることがあるが、ただこの場合、既にIBM対富士通の係争またはNEC対EPSONの係争(ここではBIOSといわれる基本入出力システムが争いの対象となり、これも広義にOSというものと思われる)で周知のことく、OSについて後発者による著作権侵害が重要な争点として持ち出されるのを見る。ところがこうした場合に、事実上の標準となつたハードウェアやOSとの関係で、安易に後発者による侵害を認め、結果的に先発者に強い法的保護を与えることがあつては、ともすれば先に述べたようなユーザの不利益や社会経済的なデメリットを助長することにな

りかねないので特別の考慮を必要とする。特にOSの法的保護について、その特性と市場分析を踏まえて反省を迫るものと

Peter S. Menell, Tailoring Legal Protection for Computer Software, Stanford Law Rev. Vol. 39, p. 1329.

(37) 小さなプログラムの技術的特性についての研究として渡辺勝、辻ヶ堂信「極小さいプログラムの性質の一面について」

AIPPI (1988) Vol. 33 No. 10, 五七九頁、渡辺勝、辻ヶ堂信、吉岡明彦「小さいプログラムの性質の考察」AIPPI (1988)

Vol. 33 No. 11, 六八五頁參照

(38) JIS 情報処理用語 (JIS X 0001-1987, 01.04.06)によれば、ルーチン (routine) とは、「他のプログラムによって呼び出され又は頻繁に使用されるプログラム」でありて、JIS ハンドブック情報処理用語・コード編 一九八九／五一 日本規格協会二〇〇頁。

(39) JIS 情報処理用語 (JIS X 0015-1987, 15.01.9)によれば、モジュール (module program unit) とは、「プログラム単位」ともされしており、これは「手続きやデータ宣言からなる言語的構成要素であって、他の同様の構成要素と相互に作用しうるもの。例 Ada のパッケージ、FORTRAN のプログラム単位、PL/I の外部手続き」もされている (JIS X 0015-1987, 15.01.11)。プログラム言語におけるプログラム (Program in programming language) また、「上記の互いに関連するモジュールの論理的集まり」とも定義されている (同上)。尚且つ、モジュール (JIS X 0015-1987, 15.01.11) は、プログラムの構成要素の一つとしては、別年生の既存のモジュール (モジュール名) と見なされる。

40) 中山教授は「プログラムのような機能作品については、創作性の概念の中に、特許法における進歩性のような考え方を導入する必要があり、ドイツの連邦通常裁判所の Inkasso-Programm 判決（注31参照）が参考になる」と述べられ、そのような考え方を採用しない限り、他の技術保護法との比較上、平仄のあわない極めて不都合な結果となるので、プログラムにおいても、通常のエンジニアであるなら容易に作成しうるようなものは保護すべきではないとされる（中山前掲一〇四頁）。私見も基本的には賛成であるが、プログラムの保護される創作性の要件として、著作権法にはない「進歩性」という

積極的要件を正面に出すことなく、プログラムの技術製品としての特性を隠す、現行の技術水準から見て、一般に平凡あるいは陳腐なプログラムは、著作権法にいう創作性のある著作物とはいえないといえど保護されないといえば十分である。

また、こうした考えをさらに一步進めて、創作時には平凡あるいは陳腐とはいえないが、侵害問題時において、現行の技術水準から見て既に平凡でありふれたものとなり陳腐化したプログラムについても、それらはもはや公有に属するに至ったと考え、保護されないと解釈することができるのではないかと考える。

(41) インターフェース (Interface) とは、JIS 情報処理用語 (JIS X 0009-1987, 09. 01. 01) によれば、「二つの機能単位で共用される境界部分であつて、機能特性、共通する物理的相互特性、信号特性及びその他の適当な特性により定義されるものをいう。注 この概念は、異なる機能を持つ二つの装置の接続を行う仕様を含む」と定義されている (JIS ハンドブック 情報処理 用語・コード編 一九八九／五二 日本規格協会七五頁)。

(42) プロトコルないしは通信規約 (protocol) は、また通信プロトコルともいわれ、JIS 情報処理用語 (JIS X 0009-1987, 09. 05. 01) によれば、「通信を行ふに際し、機能単位の動作を決定する意味上及び構文上の規則の集合」と定義されている (JIS ハンドブック 情報処理 用語・コード編 一九八九／五二 日本規格協会七八頁)。

- (43) 中山前掲四四〇四五頁。
(44) 中山前掲四六頁。

三 プログラムに含まれる情報へのアクセス——リバース・エンジニアリング

ところでコンピュータ・プログラムは技術製品であり、従つてそれが前提としている技術内容を知りうる手だけでを保証することは、市場での先行者の技術を後発者が習得し、自らの技術力を向上させ、先行者と有効に競争する

りふを許し、ひいては社会全般の技術・産業の発展を促すために不可欠のことである。またコンピュータ・システムの構成要素間の互換性や相互接続性を確保するために他社開発のプログラムを調査解析し、そこに含まれているインターフェースやプロトコルの仕様を知る社会的・技術的要請もある。⁽⁴⁵⁾ そこでコンピュータ・プログラムに含まれるアイデアである技術内容を抽出するための調査・解析行為である所詮リバース・エンジニアリング (reverse engineering⁽⁴⁶⁾) を、著作権法は明文をもつてこれを許容していないために、いかに考えるかが問題になる。ただ、コンピュータ・プログラムに含まれる技術内容を抽出するためには、対象プログラムを実行させたり、プログラム付属のマニュアルを読んだり、さらにはテスト・データを使って通信回線のトレースを行ったり、またテスト・プログラムを対象プログラムとともに実行させたり等して、ある程度の情報は入手でき、しかもこうした行為は、通常、プログラム著作権者の排他的権利の内容に該当する行為を伴わないといえるので、その限りでは、このような態様のリバース・エンジニアリングはそもそも著作権法の関知するところではないといえよう。しかしながら、より詳細で正確な情報を必要とする時には、適正な料金によるプログラム権利者の情報開示がない限りは困難な問題に直面する。すなわち、こうした場合、コンピュータ・プログラムは一般的の著作物とは異なって、通常、人が読み理解することの出来ない0と1の羅列であるオブジェクト・コードの形態で、且つ磁気テープやフロッピー等の媒体に乘せられて市場に出されているために、プログラムに含まれている技術的内容を知らうとすれば、プログラムをコンピュータ内のメモリー（主記憶装置）にローディングした上で、プログラムのダンプ（特にプリントアウト）をしたり、また逆アセンブル又は逆コンパイルによりソース・コードに転換しなければならないことになる。ところ

がこうした行為が著作権法上の複製、翻訳又は翻案に該当するものとすると、著作者の権利を重視する余り競争を通じた技術や産業の発展を阻害しかねず、また高度情報化社会の要請に答えることも出来なくなる。そこで、他の典型的な技術保護法制である特許法（第六九条第一項）や实用新案法（第二六条）あるいは半導体集積回路の回路配置に関する法律（第一二条第二項）が、技術保護の要請と技術発展の要請とのバランスを図りつつ、権利者の排他的権利に該当するような行為を伴うリバース・エンジニアリングをも一般に認めていくこととの関係で、著作権法上著作物としてのコンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングが許容されるか否かが問題になる。

これについてわが国において、米国著作権法第一〇七条の公正使用（fair use）の概念に準じ又はこの要件を参考にして、⁽⁴⁸⁾ プログラムのダンプ、逆アセンブル又は逆コンパイル等のように、プログラムの複製あるいは翻訳・翻案に当たる行為を伴うリバース・エンジニアリングであっても許容されるとする見解もみられるが、必ずしも一般的には明らかではない。そこで、現行の著作権法の解釈論としても、こうしたリバース・エンジニアリングを許容する方向で、次のように考えるべきであろう。まず、①著作権法は、その第一条の目的規定において明示されている⁽⁴⁹⁾とく、その最終目標は著作者の権利保護と同時に、今や産業的所産であるプログラムを含む著作物の公正な利用にも留意した、文化一般の発展に寄与することにあること、②そこでいう文化には、今日では広く文化的現象すなわち生活形式の総体を意味し、従つて広く技術・産業文化も含む趣旨であること、③著作権とはいえ一般の私権であり、その限りでは私権の基本的関係を規律する民法、特にその第一条的一般規定により、公共の福祉に遵い、その濫用は許されず、信義誠実にこれ行使する義務を伴うものであること、④コンピュータ・プログラムを保護す

ることの必要性は強く認められるが、それと同時に高度情報化社会におけるソフトウェア技術の普及と発展は同程度に要請されること、(5)このソフトウェア技術の普及と発展という要請は、まさに高度情報化時代における公共の福祉の内容に合致し、それは翻つては著作権法にいう文化の発展に寄与しうる要請でもあること、(6)リバース・エンジニアリングは、こうした高度情報化社会におけるソフトウェア技術の普及と発展という要請を実現するために必要不可欠な手段であり、その意味で著作物の公正な利用といえるものだが、これをプログラム著作権者がいかなる場合でも理由なく禁止しようとすれば、こうした社会的要請が実現される道が閉ざされ、これがひいては技術・産業文化の発展を阻害し、公共の福祉にも反する結果を来すことになること、しかも(7)リバース・エンジニアリングそのものは究極的には、著作権法第一〇条第三項第二号乃至三号に掲げられた著作権法により保護されない技術情報を抽出するためになされ、これを禁じることになれば実質的に著作権法はアイデア保護法になってしまふこと、以上の解釈論的論拠より、(8)わが国においてはリバース・エンジニアリングは一般に、たとえ複製や翻案などプログラム著作権者の排他的権利に該当する行為を形式的に伴うものであつても、それは著作物の公正な利用に該当し(著作権法第一条)、著作権者がこれを著作権の侵害——ないしは著作者が著作人格権の侵害——として主張することは権利濫用(民法第一条)に該当すると解釈することで、許容されるべきものと考える。しかもこの場合リバース・エンジニアリングは、対象プログラムの複製物を市場より購入し、その所有権を有する所有者のみではなく、ライセンスによりライセンサーから提供を受け、プログラムの複製物について所有権を有しないライセンシーであつても許容されるべきである。また、調査対象プログラムの複製や翻案を伴うリバース・エンジニアリングであつても許容されるべきである。

ても許容されるべきものとすれば、その結果当然のこととして調査対象プログラムの複製物や翻案物を作成し得ることになるが、その部数もリバース・エンジニアリングの目的に照らして適正な範囲内であれば、複数作成されることも認められていいと考えられる。

ただ、一般にリバース・エンジニアリングが許容され、その結果抽出された技術情報やアイデアは、プログラムに含まれた著作権法上保護されないアイデアの利用としていかなる目的に利用しうるとしても、右に述べたようにその抽出過程では、リバース・エンジニアリングの対象となつたプログラムの「表現」を含む複製物や翻案物が作成されうるので、こうした複製物や翻案物を流用し、その表現をそのまま取り入れた別プログラムの開発や、リバース・エンジニアリングの目的の範囲内にあるとはいえない別著作物の作成は行わるべきではない。こうした場合、リバース・エンジニアリング対象のプログラムの表現を取り入れたこれら別プログラムや別著作物は、リバース・エンジニアリングの対象となつたプログラムの著作権を侵害するものといえる。しかもさらに、このようにリバース・エンジニアリングの過程で作成された複製物や翻案物が流用されて違法結果物が作成された場合には、遡つてリバース・エンジニアリングの過程で行なわれた複製・翻案等の行為をも捉えて全体として著作権侵害行為が行われたと解し、リバース・エンジニアリングの対象となつたプログラムの著作権者は、リバース・エンジニアリングの過程を含めて著作権侵害が有つたと主張しても、もはや権利濫用には該当しないと解することもできよう。

次に、リバース・エンジニアリングの過程で適法に作成された複製物・翻案物の目的外使用、すなわちそれらの「頒布」や「公衆への提示」は許容されるべきではない。⁽⁴⁹⁾ この場合著作権法は、著作物の公正な利用として、第三

○条以下に私的使用の目的等のための複製物・翻案物の作成を著作権の制限として認める一方、こうして作成された複製物・翻案物の「頒布」又は「公衆への提示」を、著作者の排他的権利としての著作物の複製又は翻案に該当する行為とみなす旨の規定(第四九条第一項第一号及び同条第二項第一号)を設けていることが参考になる。そこで、著作物の公正な利用と解されるリバース・エンジニアリングについても、これが許容されるとしても、明文はないが、その過程で作成される複製物・翻案物を頒布又は公衆へ提示する行為がなされた場合には、特に先の規定を準用して、リバース・エンジニアリングの対象になつたプログラムの著作者(著作権者)が専有する複製又は翻案をする権利に該当する行為を行つたものとみなして、侵害を構成すると解することができよう。また先と同様、リバース・エンジニアリングの過程で作成された複製物又は翻案物が、結果として頒布され又は公衆に提示されことになれば、ここに至つては、もはや調査・解析目的のためのリバース・エンジニアリングの正当な態様を逸脱するので、遡つてリバース・エンジニアリングの過程でなされた複製や翻案等の行為をも捉えて、全体的にプログラムの著作者(著作権者)の複製権や翻案権を侵害するものと解し、リバース・エンジニアリングの対象となつたプログラムの権利者が著作権侵害を主張することは「権利濫用」に該当するものとはいえないと解することもできよう。

そのほか、日本の著作権法第四七条の二第一項によれば、プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該プログラムを電子計算機において使用するために必要な限度において、当該プログラムの複製物又は翻案物を作成することが認められる一方、同条第二項によれば、これらの複製物・翻案物の所有者は、そのいずれかの複製物又は翻案物につき滅失以外の事由により所有権を失つた場合には、その他の複製物・翻案物を保存してはならないこと

になっている。この規定はプログラムの複製物の所有者としてのユーザが、自らの事務や電子計算機に合わせて、プログラムを使用することができるよう、また使用に当たつてのプログラムの安全を確保しうるよう手だてを保証したものであり、その限度でプログラムのバックアップや変更を行い、そのためにするプログラムの複製物・翻案物の作成を第一項において認めるものであるが、同時に同条第二項はこうした複製物や翻案物について取扱いを慎重にさせ、とりわけ著作者の利益を保護するために、これらの複製物や翻案物が実質的に二人以上の者へ分属する可能性を認めないとするのがその趣旨であるように思われる。そこでリバース・エンジニアリングを許容する場合にも、その過程で作成されるリバース・エンジニアリングの対象となつたプログラムの複製物や翻案物についての取扱いを考える時には、特に同条第二項の規定の実質的趣旨が類推適用されていいであろう。ただ、第四七条の二第二項はプログラムの著作物の複製物の所有権を有する者に焦点を当ててプログラムの複製物及び翻案物の取扱いを規定しているが、プログラムの複製物について所有権のあるなしに拘らず、リバース・エンジニアリングを許容する前提に立つて、リバース・エンジニアリングの対象となつたプログラムの原複製物及びリバース・エンジニアリングの過程でそれより作成された複製物や翻案物の取扱いについて考える場合には、第四七条の二第二項の趣旨をやや拡大して解釈し、リバース・エンジニアリングの遂行者が、リバース・エンジニアリングの対象となつたプログラムの原複製物及びリバース・エンジニアリングの過程でそれより適法に作成した複製物や翻案物のいずれかにつき、滅失以外の事由により、所有権はもちろんのこと、その他いかなる所持ないしは使用的の権原を失つた場合にも、手元に残つた他の複製物・翻案物は廃棄などし、保存してはならないと解すべきである。しかもこれに反し

て、複製物又は翻案物を保存した場合には、やはり第四九条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定の趣旨を類推適用して、第四七条の二第二項に違反して複製物又は翻案物を保存した場合と同様、リバース・エンジニアリングの対象となつたプログラムの著作者（著作権者）が専有するプログラムの複製又は翻案をする権利に該当する行為を行つたものとみなして、侵害を構成するものと考えるべきであろう。こう解することによって、リバース・エンジニアリングの過程で作成されるリバース・エンジニアリングの対象となつたプログラムの複製物や翻案物が、不用意に外部に流出することに対し管理・保管を厳重にさせ、プログラムの著作者（著作権者）の利益が不当に損なわれないことに資するものと思われる。

さらに解釈論として一般にリバース・エンジニアリングを認めるとしても、著作権法第一一三条第二項の適用がある場合、すなわちプログラムの著作物の複製物について、その使用権原を取得した時に著作権を侵害する行為によつて作成された複製物であるという情を知っていた場合には、当該プログラムの複製物を業務上電子計算機において使用することは、プログラムの著作権を侵害したものとみなされる結果、違法複製物であるということを知つてその使用権原を得たプログラムの複製物については、業務上コンピュータを用いてなすリバース・エンジニアリングは、いかなる態様のものであつても許容されないことになる。

こうして、一定の限界のもとに、プログラムに含まれる技術内容や技術情報を取得する手段としてのリバース・エンジニアリングは許容されるべきであると考える。しかし勿論、さらには権利者との契約による方法、またインターフェース情報や通信プロトコル等の不開示が独禁法違反になる場合には、独禁法による方法なども考えられる

であろう。結局、プログラムに含まれる技術内容や技術情報の取得のために、なるべく多数の道を開いておき、あとは情報を必要とする者が、情報入手のために取り得る諸方法について効率性やコスト等を考慮した上でなす経済的選択に委ねることが、技術保護と技術競争による技術発展、さらには技術取引とのバランスを図ることに寄与することになるのではないかと考える。ただ、リバース・エンジニアリングの許容性とその限界については、先に示したように現行著作権法の解釈として、その個々の条文の実質的趣旨を勘案しながら明確化できることはないが、現行のままではどうしても不明確なところが残らざるを得ないので、これを除去し又不要な争いを避けるためにも立法的措置が取られることが望ましいと考える。

(45) 高度情報化といわれる今日的状況の中、コンピュータはシステムとして現出し、その中につけて、このシステムの構成単位である個々のハードウェアはもちろん、種々のソフトウェアさらにはデータ記憶媒体等が、他と互換性があり、また他の構成要素と容易に相互接続でき、これによりシステム構成要素間での自由な相互運用性と情報伝達の可能性が保証されることは要請される。例えば、①A社コンピュータ及びそのOSの上で稼動する種々のアプリケーション・プログラムがB社コンピュータ及びそのOSの上でも稼動である。②B社のホスト・コンピュータに通信回線を介して、単にB社開発の端末又はB社開発のその他のコンピュータだけではなく、A社開発のコンピュータが接続でき、相互に通信が可能である。③ユーザが、かつてA社コンピュータ（及びそのOS）で業務処理を行い、これの上で稼動するプログラム資産を保有していた場合に、仮に業務の拡張のため、より高性能なB社コンピュータ（及びそのOS）に変えた時、A社コンピュータで使用していたユーザのプログラム資産がB社のコンピュータの上でも稼動である。④A社コンピュータで利用できる媒体及びそこに書き込まれたデータが、B社コンピュータやその上で稼動するプログラムによっても利用できる。

このような状況があつてこそ、情報処理技術及び情報通信技術は高度情報化社会を支えるにふさわしい社会の基盤技術たりうるし、また同時にコンピュータ・システムの個々の構成要素をなすハードウェアやソフトウェア等の市場が競争的に形成される前提を提供するように思われる。ただ、今日の状況ではベンダーによりシステムの仕様が区々に異なるため、必ずしもこうした理想とはほど遠い状態にあり、これも将来的には「標準化」(standardization)により実現されることをある程度期待できるものの、現在では、システム仕様そのものの優劣を巡つても自由競争によるその淘汰と改良に任すべきところが多くあることは否定できない。従つて、ハードウェアやソフトウェアの互換性、相互接続性及びこれらによる相互運用性等は、必ずしも容易に保証されるものではないと考えられるが、しかしその場合でも、現状におけるユーザの立場からは、例えば以下のようなことが認められる必要性が大きいといえよう。まず、①のような場合には、A社コンピュータ用OSと種々のアプリケーション・プログラムとが互いに制御の受け渡しをしながら連動し作動するための約束事（所詮“プログラム間インターフェース”）が、A社コンピュータ用OSについて調査・解析されることにより抽出され、これに合わせてA社コンピュータ用OSと互換性のあるB社コンピュータ用の新たなOSの開発や既存のB社コンピュータ用OSの手直しがなされること。②の場合には、A社開発の端末内の通信プログラムが用いているデータの送受信のための約束事（所詮“通信規約”又は“通信プロトコル”）について調査・解析がなされ、それに合わせてB社のホスト・コンピュータの通信プログラムがこれをもサポートできるようにされること。③の場合には、A社コンピュータ用の言語処理プログラムの仕様が調査・解析され、その上で作成されたユーザ・プログラム（ソース・コード）をB社コンピュータ用の言語処理プログラムの仕様に合わせるように手直しされること、又はそのような仕様に転換するプログラム（プログラム・コンバータ）が開発されること。④の場合には、A社コンピュータにおいて、通常はそのOSやその他のプログラムを通じてデータが記憶媒体上に記録される形式（データ形式）や媒体を使用しデータを読み書きするための手順の調査・解析がなされ、これにより抽出された情報をもとに、記憶媒体上のデータが、B社コンピュータ及びその上で動くプログラムにおいても利用できるよう

に、データ形式を転換するプログラム（データ・コンバータ）が作成されること。

このように、コンピュータ・プログラムについては社会の高度情報化という流れの中で、コンピュータ・システムの構成要素間の互換性、相互接続性等が保証されるべき要請があるにもかかわらず、これが必ずしも全面的に保証されない差し当たつての現状において、他社開発のコンピュータ・プログラムを調査・解析し、それを通じて局部的にでもユーザのコンピュータ・システムにおける互換性や相互接続性等の達成を保証する手立てが法的に確保される必要性が感じられるのである。そしてこうした必要性を満たす手立てを法的に確保することが、ひいてはコンピュータ関連市場におけるベンダー間の競争を刺激し、また一面では標準化を促す要因たりうるのではないかと思われる。

(46) リバース・エンジニアリングとは、一般に他社の開発した工業製品を調査・解析・研究し、そこに含まれている技術的アイデアや情報、又はその製品製造のためのノウハウ等を抽出することをいう。コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングについていえば、プログラムに含まれている技術情報やアイデアの調査・解析行為ならばすべての態様が広くこれに含まれ、これに該当するものを概ね列挙すると、次のような行為がこれに当る。

①プログラムのテスト・ラン・調査対象プログラムをコンピュータで実行し、用意されたコマンドを種々に指定することで、その機能や作動の仕方を調査し、またテスト・データを入力し、その処理結果を見るために、これをアウトプットとして出力してみる。

②マニュアル調査：コンピュータ・プログラムに付属して提供されるマニュアルその他のドキュメントを手がかりに、そのプログラムの作動の仕方、そのプログラムの処理したデータが記憶媒体に対しても読み書きされたり又は通信回線を経て伝送される規則や手順を、また調査対象プログラムが言語処理プログラムなら、その提供するプログラミング言語文法その他の言語仕様等を、主としてこうしたマニュアルやドキュメントを読むことで理解する。

③テスト・プログラムの利用によるプログラム間インターフェースや言語仕様の調査：ある機種のコンピュータ用のOSが

その上でアプリケーション・プログラムが稼働するために用意しているプログラム間インターフェースがいかなるものか、またそのコンピュータ用の言語処理プログラムにより用意されているプログラミング言語がいかなる仕様になつてゐるかを、調査解析者が自らテスト・プログラムを作成し、そのメモリー・ダンプを取り、実際にそのテスト・プログラムを実行し、その実行結果を分析したりすることで調査する。

④回線トレースによる通信プロトコルの調査・例えば調査対象たる他社開発の端末の用いている通信プロトコルを調査するため、その端末に接続された通信回線にテスト・データを流して、端末との送受信を時系列的に採取して、その結果を解析する。

⑤記憶媒体のダンプ・調査対象のプログラムを利用してデータを作成し、これをフロッピーディスク等のデータ記憶媒体に保存し、その上でこれらの記憶媒体に記録されたデータや制御情報をプリンター等にアウトプットし、プログラムがデータを記憶媒体に記録する時に用いるフォーマットやデータの格納形式を解析する。

⑥プログラムのメモリーダンプ、逆アセンブルや逆コンパイル等によるプログラム・コードの調査・以上のほか、調査対象プログラムをコンピュータ内のメモリーにロードティングした上ダンプしたり（特に紙上へのプリントアウトや画面へ出力する）、オブジェクト・コード形式のプログラムを逆アセンブル又は逆コンパイルによりソース・コードに転換したりしてプログラム・コードを調査し、さらには当初からソース・コードが入手可能な時には、そのソース・コードを調査・解析すること。

以上のように、コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングとされる行為には、技術的にはさまざまなかたちが含まれうるのであり、またその結果として抽出される技術情報もさまざまなものがありうる。そうした情報の中には、①プログラムの機能や性能、②プログラムがコンピュータ内において実行する問題解決の処理の手順たる解法ないしはアルゴリズムといわれるもの、③ハードウェア／ソフトウェア間及びプログラム間のインターフェース情報、④通信プロトコル、

⑤プロダクト言語の方法や言語仕様、⑥記憶媒体のフォーマット形式やデータの格納形式等が挙げられる。これらは情報は「やれどそのものとしては著作権法上、アイデアといつて差し支えないものと考へるが、これらの情報の利用目的として、①調査対象となつたプログラムのバグや障害除去を始めとして、②改良やバージョン・アップ、あるいは③調査対象プログラムと同一又は類似の機能・性能を持つ互換プログラムの開発、あるいは全く異なつた機能を持つプログラムの開発に利用される等、何かかかわらざりうる。

(47) 中止前掲1111頁。

(48) 亂詰貼11「ハーベスプログラム(ホーバート・ハング・システム・プログラム)」の「著作物性を認めた例」判例詰論11回59頁(判例時報11回79号11〇頁)。米国におけるバーベス・ハンガート・コンピュータの詐譯の議論へしては、COMPUTER SOFTWARE AND COPYRIGHT PROTECTION, The "Structure, Sequence and Organization" and "Look and Feel Questions", Last Frontier Conference Report, Arizona State University, College of Law, Center for the Study of Law, Science and Technology, pp. 9-10.; "Reverse Engineering and Intellectual Property Law by the Committee on Computer Law", The Record of the Association of the Bar of the City of New York, Vol. 44, No. 2, March 1989, p. 133. あだ米国の判例を見ゆべ、中止せば、被告会社のハンガートが原告の「バーベス・ハンガート・ロードチャーミング」分析したりければぞれ自体において盗用(pirating)を認めやるのやせば、競争者のロードチャーミング分析するとは産業界においての標準的慣行(a standard practice in the industry)やあればこそバーベス・ハンガート・ロードチャーミングの利用行為はあらじ原初のプログラム実質的に類似する表現でプログラムを開発したりしたのが違法としたのがある(E. F. Johnson Co. v. Uniden Corp. of America, 623 F. Supp. 1485 (D. C. Minn. 1985))。一方、原告がライセンス料に応じてプログラムにガバナー(governor)をかたじけ、機器上の制限を加えてライセンス料提供していたのが、被告がこのガバナーを、被告のプログラムのライセン

シ一のために除去するサービス（後に同一の機能のプログラムを販売）を行ふ、その過程で被告がカバナーを発見し、除去するためには原告のプログラムをコンピュータのメモリーにロード、ハングしたまま著作権の侵害とした判例がある（Hubco Data Products Corp. v. Management Assistance Inc. 219 U.S.P.Q. 450 (D. Idaho 1983)）。しかしながら他方では、原告が、PROLOCK ハードウェア防止装置をもつたディスクケット、その上のプログラムと一緒に買って、そのディスクケットの上に第II者開発プログラムがさらに乗せられたならば、そのプログラムを普通のディスクケットコンピューターに稼働させるなど、防止する機能を有していながらそれを販売していたのを、被告がコピー防止機能を無効にする RAMKEY というプログラムの乗った CopyWrite ハードウェアスケット（このディスクケットに、原告のディスクケットに乗っている第II者開発のプログラムがコピーされると、正常に稼働しない）を販売し、しかもその開発過程で、被告が原告のプログラムを、コンピュータのメモリーにロードイングし、DISK Explorer や IBM Debug 等の市販されてくるプログラムで解析し、また逆アセンブルあるいは逆コンパイルをしていた事實があつたのだが、原告はこれを著作権侵害と主張した事件で、裁判所は、被告による原告プログラムのメモリー内へのロードイング（RAM への複製）は、たとえコピー防止プログラムのコピー防止機能を無効にするプログラムを開発するという目的であつても、当該複製は米国著作権法第一一七条(1)に規定されたプログラムの使用に不可欠なステップとして許容される複製であると判断したものを見られ（Vault Corp. v. Quaid Software Ltd. 847 F. 2d. 255 (5th Cir. 1988)）。

(49) わが国の著作権法によれば、「頒布」とは、有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与するいふをこそ（著作権法第一條第一項(1)〇中）又「公衆」とは、特定かつ多數の者を含む（著作権法第二条第五号）とみなされる。

四 まとめ

以上、コンピュータ・プログラムの同一性の範囲及びプログラムに含まれる情報に対するアクセスについて述べてきた。前者については、プログラムとアルゴリズムとの関係を示唆し、その実質は有力な学説の主張とそれほど差異はないものの、そこでは明確にされていない理論的及び政策論的側面の交差を明らかにし、私なりの解釈論を展開した。実際アルゴリズムを何程か考慮しない限りは、プログラムの適正な、いや全くその保護さえも問題にしえないというのが、私の率直な感想であり、著作権法とは異なる独自立法によりプログラムの保護を図っていたとしても、アルゴリズムがどの程度保護の対象となりうるかという検討なしでは、結局は同様の基本的な問題に突き当たつていたのではないかと思われる。またリバース・エンジニアリングについては、それを認める方向で現行の著作権法の枠内での解釈論的論拠及びその限界を示唆してきた。従って、現行のままでリバース・エンジニアリングについては妥当に結論を導き出すことができるものと考えるが、その本質が技術にあるコンピュータ・プログラムを著作権法により保護する限りは、立法によりリバース・エンジニアリングの許容性及びその限界について明確にすることが不要な争いを避ける意味において必要とされると考える。

*追記 本稿は、一九八九年秋に開催された私法学会民法部会の個別報告として、私が発表した内容に加筆訂正を加えたものである。私法学会の個別報告に至るまでは、さまざま先生方からご厚い示唆・鞭撻をいただいたことにつき、ここに心

から感謝する次第である。またコンピュータ・プログラムについての技術については、多くの技術者の方々からもお教えを
いただいた。合わせて感謝の念を表したい。